富 岡 町 議 会 全 員 協 議 会 日 程

日　時：平成２４年８月２２日
時　間：午 後 １ 時 ３ ０ 分
郡山市立大槻公民館大槻分室

開　　議　　午後1時３０分

出席議員（１３名）

議 長	宮 本 皓 一 君	１番	山 本 育 男 君
２番	早 川 恒 久 君	３番	遠 藤 一 善 君
４番	安 藤 正 純 君	５番	宇佐神 幸 一 君
６番	渡 辺 光 夫 君	７番	渡 辺 英 博 君
８番	高 野 泰 君	９番	黒 沢 英 男 君
１０番	高 橋 実 君	１１番	渡 辺 三 男 君
１２番	塚 野 芳 美 君		

欠席議員（１名）

１３番　三 瓶 一 郎 君

説明のための出席者

町 長	遠 藤 勝 也
副 町 長	田 中 司 郎
教 育 長	庄 野 冨 士 男
会 計 管 理 者	遠 藤 博 美
参事兼総務課長	滝 沢 一 美
企 画 課 長	横 須 賀 幸 一
都市整備課長	郡 山 泰 明

産業振興課長兼農業委員会事務局長	三瓶保重
参事兼健康福祉課長	渡辺清治
参事兼生活環境課長	緑川富男
税務課長	阿久津守雄
教育総務課長	猪狩隆
生涯学習課長	高野善男
総務課主幹兼課長補佐	菅野利行
生活環境課主幹兼課長補佐	渡辺弘道
環境省福島除染推進チーム長	森谷賢
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長	坂川勉
環境省福島環境再生事務所県中・県南支所支所長	黒澤純
環境省福島環境再生事務所市町村除染・廃棄物対策室室長補佐	近藤慎吾
環境省福島環境再生事務所放射能汚染対策課専門官	松永暁道

職務のための出席者

事務局長	角政實
事務局庶務係長	原田徳仁

付議案件

１．区域の見直し（案）について

２．除染等について

３．その他

開　会　　（午後　１時３０分）

○議長（宮本皓一君）　それでは、定刻になりましたので、ただいまより全員協議会を開会いたします。

出席議員は13名、欠席議員は１名であります。

説明のための出席者は、町長、副町長、教育長、総務課長ほか各課の長の皆さんであります。

また、本日は除染等について説明をいただくため、環境省より除染推進チーム長の森谷賢さんを初め、担当者の皆さんにおいでいただくことになっておりますので、申し伝えておきます。

次に、職務のための出席者は議会事務局長、同係長であります。

お諮りいたします。この会議は富岡町住民説明会の前の説明をいただくことから非公開として、報道関係者の皆さんには頭撮りのみを許可したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君）　異議なしと認め、非公開にすることに決します。

暫時休議いたします。

休　議　　（午後　１時３２分）

再　開　　（午後　１時３２分）

○議長（宮本皓一君）　再開いたします。

ここで、町長よりあいさつを兼ねまして、全員協議会招集の理由の説明と、去る19日開催の国等８プラス１の会議内容についても触れていただきます。よろしくお願いします。

町長。

○町長（遠藤勝也君）　議員の皆様には、大変お忙しいところお集まりいただきまして、大変ご苦労さまでございます。

本日の全員協議会は、９月１日、２日開催の住民説明会に先立ち、過日国のほうより示された除染マップに基づいた区域の見直し案をご協議いただくものであり、

今後とも議会と一体となり、取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、19日に開催された国と県、双葉８町村長との意見交換会についてご報告させていただきます。

その席上、平野大臣より、町村の復興計画策定のため、国と県担当者によるワーキングチームをつくることが提案され、国としては町村ごとに担当参事官を決めて、きめ細やかな対応をしたいとの意向が示されました。

細野大臣からは、除染、廃棄物処理及び中間貯蔵施設に関する調査についての説明があり、初めに直轄除染の進捗状況及び森林除染にかかわる環境省における検討状況の説明の後、中間貯蔵施設設置のための各種調査の実施が要請されました。

要請について知事より、中間貯蔵施設の地質調査については一たん預かって、８プラス１の実務者で論点を整理し、町村長で議論して対応したい旨発言がありました。

その要請内容等については、お手元に資料としてお配りしてありますので、ごらんいただきたいと思います。

当町といたしましても管理型の災害廃棄物の処分場の活用についての要請を受けておりますので、これについても今後議会と一体となり、この問題について協議してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

ついで、環境省より仮置き場、仮設処理施設に関する説明がございますので、この件に関してもご協議をお願いいたします。

なお、19日の細野大臣、平野大臣、さらには知事プラス８カ町村長の会議の中でも私のほうから、特に両大臣にお願いした発言内容については、配付したとおりでございますので、これについてひとつご精読をお願いしたいと思います。

以上でございますので、きょうはひとつ忌憚のないご意見をいただき、今後もさらに議会と私どもが問題を十分に共有しながら、お互いに一致団結の中でこの難局を乗り越えていきたいと思っていますので、よろしくお願い申し上げまして、あいさつといたします。よろしくお願いします。

○議長（宮本皓一君）　ありがとうございました。

それでは、付議事件に入るわけですが、報道関係の皆様はご退席をお願いいたします。

暫時休議をいたします。

休　議　　（午後　１時３６分）

再　開　　（午後　１時３７分）

○議長（宮本皓一君）　再開いたします。

付議事件１、「区域の見直し(案)について」の件を議題といたします。

なお、配付しました図面については住民説明会前につき、本件終了後に回収させていただきますので、書き込み等についてもご遠慮くださいますようご理解をお願いいたします。

災害対策本部除染班長の説明を求めます。

除染班長。

○生涯学習課長（高野善男君）　それでは、皆様のところにまず図面として見直し区域案１と、それに伴う図面が３枚ついております。拡大図ということで１、２、１についてもそれに案第２ということで、町としまして区域の再編として２つの案を策定いたしました。

富岡町は、線量により３区域の区分になるということで、特に重要な編成となるのは、今現在オレンジ色で表示されています帰宅困難区域の設定の場所が非常に問題になる箇所だと思います。この部分については、５年間は国は見直しをしないということの区域となるために非常に区域の設定については問題となる部分でございますので、この部分について、今現在第１案と第２案を比べていただきますと、どこが変わったのかなということでほとんどわからないような状況の図面だと思いますので、それを比較するために拡大図が１案、２案の中に入っているかと思います。

そちらを見比べてもらいたいのですけれども、まず１つは西側の蛇谷須地区、蛇谷須地区と大字清水前の一部が線量が一部かかっております。ここの部分については、コミュニティー及びここの部分については宝泉寺及び蛇谷須特環の処理センターがあるために、ここの部分を区分するためにはＪＲの常磐線で区域を区分して計

画したいということで今町としては、この線上をＪＲの部分で区切っていきたいということで今線を引いております。

次に、夜の森南１丁目、２丁目の部分については、今現在線量の表示が半分かかっているために、この区分についても安全性を考慮して、１丁目、２丁目全体の区域をこの区域の中に入れております。

また、大きな区域を持つ新夜ノ森区域についても字界にて区分して、ここからちょっと第２案と第１案の変わる部分が小良ケ浜の深谷地区が変わっております。

第２案については、小良ケ浜地区の行政区界を設定しております。

それで、第１案については、ここの小良ケ浜地区にはし尿処理センターがありまして、これの交通等の利便性を考えると、導水路の道路で区分していきたいというような部分になっております。

それ以外についての表示の中で、居住制限区域と避難指示解除区域については、現在は第１案も第２案も同じ考えで進めております。

町当局としては、この案の中で第１案を第１番目に考慮して選定していきたいというふうに思っておりますけれども、この辺について皆さんの意見を聞きながら、ある程度進めていきたいということで思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上、説明は。

○議長（宮本皓一君）　説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ありませんか。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君）　質問ではないのですけれども、執行部が１案のほうで考えているようですが、この１案と２案の違いをもう少し詳しく説明できるのであれば。この辺の処理場の辺が違うのかなと思うのだけれども、その辺ちょっと詳しく説明お願いします。

○生涯学習課長（高野善男君）　第１案と第２案の差は、ここにし尿処理センターがありまして、先行除染でこのし尿処理センターを活用しようということで今動いております。それに伴い、あとここの国有林の部分については、国が仮置き場を設

置したいということで今調査設計を発注した段階でございます。これをかんがみて、交通の便を考えると、導水路の道路、深谷地区の道路の部分で区分を、逆に言うと大字界をちょっと上のほうに上げまして、道路界で設置をというか、区域を決定したいというのが町のほうの考えでございます。それでないと、通行するためにその都度ゲート等の検問を通って出入りをするようになるということでございますので、そういう部分をかんがみますと、やはり区域を上に上げたほうがいいというふうに町のほうでは考えたものですから、第１案のほうで進みたいというふうになっております。ですから、第２案は字界で区切るということでいっていますので、その辺でうちのほうは導水路界で境界を設定したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮本皓一君）　11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君）　よくわかりました、その意味は。

当然８カ町村でし尿処理場あれだけ立派につくって、あれを動かせるものなら当然動かしたいという気持ちは十分わかります。そういう部分の交通のルートの確保の面でそういうふうな区分けしてきたということは理解できますが、ここの部分、今も説明であったように、仮置き場で国のほうは、ここを仮置き場にしたいということでいるみたいなのですが、その辺の部分、全然町民にまだ知らせていないですよね。

だから、その辺の考え方と、これ国有林35町歩だっけ、あと民有地が70町歩くらい借り受けて仮置き場にしたいという考え方なのでしょうが、民有地のほうはかなり理解を得られるのは難しいのかなと私自身考えますが、当然それは別にして、し尿処理場を生かしたいという気持ちはわかりますので、この辺の字界はどこまで持っていっても必ず異論は出ると思いますので、いいのかなと思うのですが、夜の森地区ですね、これ。１丁目と２丁目の間で切って、富岡に向かってくる道路が境になってきますので、３丁目、４丁目、５丁目、この辺の住宅密集地が抜けてくるのですよね。こうなってくると、帰宅困難区域というのはどういう意味かということになってくると、私ちょっと理解できないのです。帰宅困難区域に設定する意味は、やはり体に危険を及ぼすという考え方なのかなと思うのですよね。それがこの線一

本で、右左で、帰宅困難も全く入れないよと、あとは自由に昼間は行けるよという地区に分かれるということは、私はちょっと理解できないのですが、もう少しこの住宅密集地を鉄道に沿って入れていくのであれば、私理解できますが、これではちょっと理解なかなか難しいのかなと思うのですが、その辺の課題はどうやってクリアできますかね。

○議長（宮本皓一君）　除染班長。

○生涯学習課長（高野善男君）　今の話は、夜の森の２丁目の部分に道路で閉鎖しますよと。もう一つは、斜めに入る道路で区域を設定することによって緩衝地域がなくて、そのままバックグランウンドから放射線量を浴びるような状況になるということだと私は今解釈したのですけれども、基本的に今環境省さんと除染のほうで打ち合わせしている中では、生活する部分に入ってもいいよという区域については、その道路から20メートル、通常の生活圏の20メートル分の緩衝地域については除染を実施してくださいということで今詰めております。ですから、線上的には道路でぴったり区分はしますけれども、実際の除染の手法としてはこの高いほうの区域の20メートル分には除染が入っていくというようなことでございます。

それで、その区分についてどういう閉鎖の方法をとるのだという話まではまだはっきり詰まってはいませんけれども、それなりの対応は実施していくということで今の中では協議を、環境省さんとは打ち合わせはしております。

○議長（宮本皓一君）　11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君）　環境省さんのほうは、随分その辺で妥協している面はあるのでしょうけれども、緩衝地点20メートル、20メートルなんていうのでは全然意味ないですよね。50メートル、100メートルクラスでやってくれるのであればかなり効果は生まれるのかなと思うのですが、そういうことを考えればもっと低いところまで線を持ってきて、それでなおかつこの緩衝地帯を設ければ、まず問題ないのかなと思うのですよね。だって50ミリ以上の地区、20メートル除染したから、その手前にいる人、影響ないのと言ったら、そんなのではこんなもの、もうつくる必要なくなってしまうでしょう。

だから、そういう意味でいくと、確かに一長一短あると思うのです。町民、我々

はもう放射能なんか少々あっても帰りたいという人もいるし、もう１ミリにならなければ戻らないという人もいる中で、どっちをとったらいいかといって確かに迷いますけれども、我々は町民の安全、健康管理をしっかりやってやる意味で言えば、やはりまだ広げてやるべきなのかなと私は思いますので、ぜひこういう方向で進んでいただきたいと思います。

とりあえず終わります。

○議長（宮本皓一君）　除染班長。

○生涯学習課長（高野善男君）　うちのほうも多種多様なルートというか、区域の設定を考えましたけれども、最終的にはやはり住宅街の中で戻る人のことも考えて、それなりの対応をしていきたいということで、この区域でバックをしながら線形を決定したというふうに自分としては自負しております。

というのは、実際にやれば、夜の森の１丁目、２丁目の部分についても半分の区域がひっかかっているだけで、そこから見てもらうと、その分をバックしてこの赤い線形を考えながら設定をしたというふうに思っておりますので、その辺ご理解していただければありがたいかなと私のほうは思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君）　副町長。

○副町長（田中司郎君）　心配されていた住宅密集地ですが、夜の森のところで道路で区切られている、横に走っているエリアがありますね。これは、夜ノ森南行政区界でもあると思います。そういう意味では、コミュニケーションを守るというような意味合いはここに含まれているというふうに考えております。線量は斜めになっていますので、非常にその線引きというのは難しい部分ですが、行政区界を目安にしたいということで、これを下げますと、今度新町のほうにずっと行きますので、そこは夜ノ森駅前南行政区のエリアというような考え方で横に引いております。

以上です。

○議長（宮本皓一君）　11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君）　コミュケーションとは言いますが、行政区違っていても隣のうちとは一番やっぱりコミュニケーションとっているのです。そういう意味で確

かにコミュニケーションも大切だと思いますが、一番大切なのは何かというと、町民の健康管理だと思うのです。健康管理の面で考えたらどうですかと私言っているのです。だから、50ミリ以上のところで線を引いて、20メートル緩衝地帯設ける、設けない。20メートルではなくて、100メートルとか150メートルぐらい緩衝地帯としてそこを除染するのであれば理解はできるけれども、20メートルなんて何の意味もないはずです、放射線から言えば。放射線は幾らでも飛ぶし、そんなこと言ったら、もうとまるところ知らないで飛ぶ放射線もありますから、何とも言えないですけれども、それをそうだとすれば、まだ低いところまで下げてきて、それで緩衝地帯を設ければ、かなり町民の健康に対しての管理はなお強くできるのかなと私は思いますので、そういうことを要望したいと思います。

とりあえず終わります。

○議長（宮本皓一君）　ほかにありませんか。

４番、安藤正純君。

○４番（安藤正純君）　除染班長にちょっと質問なのだけれども、この案１と２ではし尿処理センターが入るか入らないか、どちらを選択しますかというような、これ案なのだよね。私は、前回、案を三つ四つつくってくるというときには、この地図でいう④、⑥、⑦、⑧、今回④を入れた。⑥を入れた。⑦、⑧を入れたとか、そういう案なのかなと想像していたのだけれども、し尿処理センターを入れますか入れませんかあたりのこれ選択肢なのだよね。これでは、選択の余地がないと言えば、えっ、何なの。ここから選べというのという感じなのだよね。もう少し、50ミリはオレンジのところだから、バックして認めてあげたのだよという論法もいいのだけれども、だけれども、その50ミリだって道路のセンターではかった50ミリであって、路肩ではかった50ミリでない。40％カットした50ミリで出されているし、これ⑥、⑦、⑧の人なんかもかなり線量高いところあると思うので、もう少し選択肢を広げてもらいたかったなというのが正直ありますね。これ見ると、し尿処理センターだけだよ。このし尿処理センターに行くための道路を入れるか入れないか。この道路を入れるために、例えば１案と２案では何件がこの入る入らないで、そんなに大きい話ではないと思うのだよね。もう少し選択肢、広げてもらいたいというのが本音

です。ちょっとその辺、除染班長、お願いします。

○議長（宮本皓一君）　除染班長。

○生涯学習課長（高野善男君）　避難指示の見直しにかかる基本的な考え方を説明すればよかったのでしょうけれども、まず使用データということで航空機のモニタリング結果を平成24年３月31日の時点に補正した線量データを用いることというふうに国のほうの指針はなっております。それをあえて私のほうは使用しております。ですから、それについて線量がどうのこうの、もっと低いところがあるでしょうとか高いところがあるでしょうということは、うちのほうも知っておりますけれども、それについてはここの使用データがそういう使用データを使ってくださいということでありますので、このデータを基本としてつくっております。

それと、もう一つ、うちのほうとしては⑥、⑦、⑧番の夜の森の住居密集地を入れた素案とか何かについても検討したかという話が今出ましたけれども、それについても検討をいたしました。

ただ、それによって富岡町の夜の森地区と富岡地区の住居の集中している場所をあえて分断していいものか。川北と川南しか考えていないのではないのかというような町のほうにも各住民からも電話等で依頼もありますし、そういうことも考えまして、住居地域についてはできるだけ帰宅困難区域を少し外せないかということを考えながらうちのほうもいろいろ協議しながら設計をしてきました。ですから、実際に今上げている２案だけがこの中で進んだわけではございませんので、この辺はご理解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君）　４番、安藤正純君。

○４番（安藤正純君）　町民の意見をもらって、この１案、２案にしたという今除染班長からのお答えなのですけれども、常々町長は議会の意見を聞いてと言っていますよね。町当局は。では、除染班長は何、住民の意見聞いてこういうの決めるの。それとも議会の意見を聞いて決めるの。やはり議会の意見聞くのであれば、④だけではなくて、⑥番も入れた、⑦、⑧も入れたとか、そういう複数案を提案して、議会の意見を反映させて、それから町民説明に入ればいいのではないの。議会軽視で

はないの。その辺、お願いします。

○議長（宮本皓一君）　除染班長。

○生涯学習課長（高野善男君）　実際に案はいっぱいつくりました。その中でうちのほうの町当局として打ち合わせをして、この案がいいだろうということでこの２案を持ってきたということでございます。ですから、安藤議員が言うように、こういう場合はどうなのだろう、こういう場合はどうなのだろうという案は複数、多数はつくっております。ただ、その中で町の当局の行政のほうの担当として打ち合わせを、町のほうで打ち合わせをした段階でこの２案が一番ベターではないかということで今回提出させてもらったということでございます。

○議長（宮本皓一君）　４番、安藤正純君。

○４番（安藤正純君）　議会というのは、議会にこの案とこの案とこの案あるのだけれども、どうなのでしょうというのであれば、私はそれが本来の姿だと思うのだけれども、し尿処理センターだけ生かすか生かさないかみたいな、ここに入る道路を生かすか生かさないかみたいな二者選択しかないのは、議会の意見を聞くではなくて、議会にこういうふうに決まったからと事後報告する、そんな感じにしか受け取れないので、そういう案がいっぱいあったのなら、ここにいっぱい並べてもらって、議員の意見も聞いてもらって、そこから絞ってもらいたいというのが私の希望です。今の除染班長の説明はちょっと合点がいきません。

以上です。

○議長（宮本皓一君）　町長。

○町長（遠藤勝也君）　大分誤解されるようなご回答でした。大変申しわけありません。

あくまでも今安藤議員がおっしゃるとおり、とにかく議会にまず相談をすると。一応この案は一つのたたき台であって、今後よくこれをすり合わせしながら、国のほうと協議を進めるということでありまして、これに基本的に町側はこれでいくということでなくて、一つのたたき台でありますから、それをひとつ皆さんに提案をして、それで皆さんのご意見をいただきながらすり合わせていくと。それを基本にしていますので、どうかひとつご理解いただきたいと思います。今までもそうだし、

今後もそういう考え方で、まず議会に相談する。そういうスタンスできていますので、ですからそういう考えは全く一貫していますので、どうかご理解いただきたいと思います。

これ国と今後いろいろな面で詰めていきます。時間はかかると思います。そして、まず議会とこの町側の案がまとまった時点で今度は国と協議する。今後は、さらに区長会にも説明はしなければなりませんけれども、最終的にはこれは国の法律のもとにこれ区域の再編は関係閣僚会議で決定するわけでありまして、ただ我々の、町民の意見が反映するためには町、議会等々がこれは一つの一体感の中で取り組む。この事前の一つの資料のすり合わせということをご理解いただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君）　ほかにありますか。

２番、早川恒久君。

○２番（早川恒久君）　案２の詳細図の右下に帰宅困難と居住制限と避難解除の３つに分けた法的位置づけとか活動とかスクリーニングとか被爆管理とかありますけれども、基本的に居住制限と避難解除準備に関しては、今後解除、見直しが終われば立ち入りができるわけですよね。

それで、この中で居住制限と避難解除区域のスクリーニングと被爆管理に関してまるっきりなし、なしとなっているのですけれども、これ例えば６番あたりでこれから入れるようになるわけですよね。そうすると、最初は除染ももちろんしていないわけですから、多分100ミリ超のところもあると思うのですよね。そういうところにスクリーニングも被爆管理もしないで入れるということはちょっと考えられないことだと思うのですけれども、これは国で決めたことではあるのではないかと思いますけれども、そういうことも踏まえると、⑥、⑦、⑧はやはり帰宅困難区域に入れるべきだと私も思うのですけれども、その辺に関していかがでしょうか。

○議長（宮本皓一君）　除染班長。

○生涯学習課長（高野善男君）　確かに中に入っている家具を持ち出したり何だりして大変不安だとか、そういうことが多々あるかと思います。それについて、今現在国から出されている指針及び楢葉町も同じなのでしょうけれども、この部分についてのスクリーニングはどうするのだとか、そういう多々多様な問題についてはま

だ、実際に不安であれば逆にそういうものをスクリーニングしていただきたいというような話とか、調査をしていただきたいというような話があれば、環境省さんのほうにそういう住民の意向がありますよということで、うちのほうは国に要請していきたいと思いますので、その辺はこういう回答しかできないということでご了承していただきたいと思います。

あと、６番、７番、８番についての区域の見直しについては、今後検討していくような話になるかと思いますので。

以上です。

○議長（宮本皓一君）　２番、早川恒久君。

○２番（早川恒久君）　その辺のスクリーニング、被爆管理に関しても区域の見直し後にどうするのだということでは遅いと思うのです。見直しの前にしっかりとこの辺はっきりと明確に出していかないと、やはりおかしいと思いますので、それは見直し前にぜひ行っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君）　除染班長。

○生涯学習課長（高野善男君）　そのように国のほうに要請したいと思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君）　３番、遠藤一善君。

○３番（遠藤一善君）　今安全面の緩衝地帯という話が出ていたのですけれども、多分行政区の区割りでこの道路のところで割ったというのはよくわかるんですけれども、実は王塚と深谷と小浜、ここのところが、これ多分赤い線のあるものが今これ前にもらった航空モニタリングのものを見ていたのですけれども、50の一応線境、線の境のところだと思うのですけれども、ここのところが行政区割を優先したこともわかるのですけれども、極端に50ミリのところと近いという形があって、確かに行政区はこうなのですけれども、ここの地形を考えると、実はこのグラウンドゴルフの上の道路のほうが随分しっかりしているし、この王塚の国道の上に、新夜ノ森のほうに突出しているところも関根川のほうがいいのかなという気がしたのですけれども、その辺どういうふうな最終的な検討でされたのかちょっと教えてください。

○議長（宮本皓一君）　除染班長。

○生涯学習課長（高野善男君）　まず、小良ケ浜、深谷の一部道路、大字界にかかっている部分についての線量の区分についてどういうふうな考えをしたかと。

もう一つは、新夜ノ森の関根川の最上流の区分で分けたのはなぜかということですよね。

○３番（遠藤一善君）　はい。

○生涯学習課長（高野善男君）　道路上で区分をしないで、何で字界で分けたのだという話ですよね。

○３番（遠藤一善君）　はい。

○生涯学習課長（高野善男君）　これについては、やはりまず王塚地区については四、五軒の家が北郷会沢線の線沿いに家があると。その区分について、その部分を道路上で分けるということはちょっとコミュニティーも変わってしまうのかなというふうなことで、あえて行政区界で沢で分けておるということでございます。

次に、小良ケ浜地区の深谷地区の一部が行政区界よりもはみ出ているという部分については、この部分についても除染を先に入れば、この部分についてのコミュニティーは確保できるのではないかということで、それで90％以上の区域の部分が小浜地区に一部が10％以下の部分が入ってしまうために、ここで小浜を分断すべきではないと思って、こういう区域の設定をいたしました。

○議長（宮本皓一君）　３番、遠藤一善君。

○３番（遠藤一善君）　コミュニティーの分断という話があったのですが、先ほどからも出ているように、やはりコミュニティーの分断をしないということも重要な要因だとは思うのですが、やっぱり安全ということを優先して考えるべきではないかなというふうに思います。特に逆に数件、王塚のところの関根川で分けたところに関しては納得がいくような気がするのですけれども、国道のところから深谷のところのぎりぎりのところに緩衝のエリアが全然ないので、ここのところは緩衝をやはり設けた形をとるのが本来安全ということを優先するべきであればあるのかなと。逆に、ここに住んでいる人たちの意見というのも当然これからいろいろ出てくるのだとは思うのですけれども、そういう人たちの意見も必要にはなってくるのか

なとは思うのですが、やはり案としては安全という緩衝地帯をほかで設けている以上、ここのところだけ安全の緩衝地帯がなくなるというのは非常にちょっとまずいのかなという気がしますので、ここはもうもう一度ご一考いただければと思います。

同じように線路で、大菅なのですけれども、大菅も実はこれ線路のところでぶすんと切っているのですけれども、これは大平というふうになっていますが、これは同じ蛇谷須と大平川田ということで同じ大菅の行政区です。現実に同じ行政区の中でもこういう形で、ここの線路で切るということは、僕もある程度理解ができます。それを考えていくと、行政区でもこういうふうにある程度分断しているということであれば、こちらの深谷のところも地形を考えた上での緩衝地帯をとるという形を考えるということが、ちょっとそういうことをしてほしいというふうに思います。

○議長（宮本皓一君）　除染班長。

○生涯学習課長（高野善男君）　清水前については、今現在清水前に入る浄化センターと、あと宝泉寺の分室の入る部分の道路が、そうするとここで分断するような状況になってしまって、ここを閉鎖しますと、逆に言うと、道路上の管理区分としましては、ため池があるほうからしか出入り等ができない。いわき浪江線のほうからしか出入りができないということも考えますと、どうしてもこの区分についてはこのルートを生かして、その中にある区域等の通過交通を生かしたいということもありまして、ここの中についてはこの区域を逆に縮めて、清水前と蛇谷須地区に持っていきたいというのが町の考えです。

以上です。

○議長（宮本皓一君）　10番、高橋実君。

○10番（高橋　実君）　休議してもらいたい。

○議長（宮本皓一君）　はい、それでは休議します。

休　議　　（午後　２時１３分）

再　開　　（午後　２時２３分）

○議長（宮本皓一君）　再開いたします。

６番、渡辺光夫君。

○６番（渡辺光夫君）　先般８月１日に全員協議会において、私要望ということで３つほど上げたのですが、その中において６号国道の汚染、地図上でこれ見ますと、６号国道ずっと下までも、これだけ色染まっているのですよね。そうすると、その周辺はどうなのかなということ。その辺のところを明快に今後していかないと、この周辺の人は、ではいいのかということ。

それと同時に、先般も第１、第２原子力入ってきたのですけれども、確かに除染というか、タイヤ等は除染して、多分第１からは出ているとは思うのですけれども、これがもう頻繁に通りますと、上の赤いところと同じような状況になってしまっているのではないかなと思うのです。これたまたまカラーコピーですから、うまく写っているのだか、どう写っているのだか私は知りませんけれども、このカラーコピーを何回か写っていれば、これはどういうような状況だかもこれではちょっと鮮明ではないのかなというふうにも見ますので、その辺のところをぜひもう一度検討して明快な答えというか、ことをしていただければというふうに思います。

○議長（宮本皓一君）　除染班長。

○生涯学習課長（高野善男君）　今現在環境省のほうで国道の公共施設についてのモニタリングを実施中でございます。それによって今後道路についての除染等の進め方等を考慮しながら進めていきたいというふうに今、先行除染ではないのですけれども、その中で公共施設の道路としてまず国道、その次に県道、その後に町道ですか、その部分のモニタリングを今現在実施して、それから今後どういう除染をしていくかというふうなことを今考えております。

以上です。

○議長（宮本皓一君）　６番、渡辺光夫君。

○６番（渡辺光夫君）　そういったことで今見直しということでこれ３分割に、こんなような状況だということで説明だと思うのですけれども、実質この６号国道そのものをちゃんと除染しないで、こういった見直しもどうなのかなというふうに思いますので、その辺明確にしていただければと思います。

とりあえずそういうことで国道、そしてもう一度モニタリング、明快な、たまたまこれそういったことで再度申し上げるようですけれども、何回か写したものだと

思うので、これだけで区域見直しということは多分あり得ないと思うのです。ですから、そういったことも明快なところでやらないと、我々はいいのですけれども、避難している先において本当に福島県民、そして例えばそういう富岡町民とか大熊町民の皆さんの近いところには近寄りがたいという、そういったところまで言われている方々がたくさんいるのですね。だから、そういうことも踏まえると、こういうようなものが今後多分いろんなところで出ると思うのですよね。そうしたらどうなっていくの、あなたたちの町民はということになってしまうと思うのですね。だから、そういったことも含めて、ちょっと取りとめのない話かもしれないのですけれども、そこに住む我々、皆さんもそうですけれども、町民として社会的にそのような汚染のところにいる町民だと言われないようなことで最終的な見直しをしていただければというふうに思います。要望でよろしくお願いします。

○議長（宮本皓一君）　町長、私から確認したいことがあります。これというのは、区域の見直し、９月１日、２日に町民に説明会するのですよね。

○議長（宮本皓一君）　町長。

○町長（遠藤勝也君）　これは、作業が今後まだ継続しなければなりませんので、具体的なものは示すことはこれはできないと思うのですよね。ですから、区域の再編については今国と作業中ということで、その程度しか言えないのかなと、こう思うのです。それまで間に合いませんから。これから詰めなければならないので。そういう考え方でいきたいと思っています。

　区域の再編は、これは改めてまたしないと、なかなか難しいのではないですかね。と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮本皓一君）　区域の見直し、９月１日、２日に説明会を行うということで、それに合わせて議会のほうの意見の集約をしなければいけないのかなというふうに思っていたものですから、今除染班長の説明、それから答弁の中では、まだまだ検討する余地があるみたいな話もしていますから、だからその辺はどうなのかなと思って、私今確認したところです。

○町長（遠藤勝也君）　今皆さんのご意見をいただいて、今後さらにすり合わせというか、詰めていかなければなりません。そういう中では時間もかなり必要だと思

いますし、また国のほうともこれについてはいろいろ協議しなければなりません。

それと同時に、国のほうの出席のもとに議会の全協の中でも区域の再編については、いろいろと意見交換しなければならないと私は思っています。ですから、当然時間は今後はある程度費やすことになると思います。ですから、今後の１日、２日については、具体的なものは示す段階ではないということで、今継続作業中だという程度で、それで今のところは経過報告というふうになろうかと思います。

○議長（宮本皓一君）　わかりました。

12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君）　先ほど字単位を、コミュニティーを大事にするために……

○議長（宮本皓一君）　マイクをお使いください。

○12番（塚野芳美君）　字界を基本的に、若干の例外はともかく、考えたというのですけれども、ちょっと私自分の近くで申しわけないのですけれども、余りにもひどいので、何かの場合に全く二分なのですよね。ただ単に何にも考えないで小字で分けたと、コミュニティー全く分断ですよ。これほぼ半分。全く考えていないのですけれども、この辺はいかがなのですか。

○議長（宮本皓一君）　除染班長。

○生涯学習課長（高野善男君）　居住制限区域と解除準備区域については、年間線量が20ミリシーベルト以下であるということが確実であれば、その年度について避難指示解除準備区域に移行するというふうに国のほうからは言われておりますので、自然減衰及び除染等によって年間20ミリシーベルト以下になれば、そこの部分については避難指示解除準備区域に移行するということで、そういうことを考えながら、黄色い部分と青い部分については境界線を設置したというようなことでございます。その辺でちょっとご理解していただければありがたいかなとも思います。

○議長（宮本皓一君）　12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君）　いやいや、それでは理解できませんよ。大体そんな年度単位でもう一回見直すなんていうのは、今初めて聞いた言葉だし、それからだから私は本当にコミュニティーを考えて、要は言いたいのは、行政区単位で本当に検討しましたかという、真っ二つですよ、これ、物の見事に。もっと正直な答えが欲しい

のですけれども、ではこれホットスポットも含めてなのですか、どういう、では幾らの、何メートルメッシュので、年度単位で準備区域と居住制限の見直しはできるのですか。

○議長（宮本皓一君）　除染班長。

○生涯学習課長（高野善男君）　何メーターのメッシュ単位でそういうふうに決めるのかという話でしょうけれども、これについてはやはり同じように航空モニタリングの結果をもう一度飛ばして、それで決定するというようなことになろうかと思います。

○議長（宮本皓一君）　12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君）　航空モニタリングということは、ではホットスポットがあるなしに関係なく、上からの平均値の線量で判断されるという考えですか。

○議長（宮本皓一君）　除染班長。

○生涯学習課長（高野善男君）　そのとおりになるかと思います。

○議長（宮本皓一君）　12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君）　その年度単位で見直すというのは、どのタイミングで見るのですか。

○議長（宮本皓一君）　除染班長。

○生涯学習課長（高野善男君）　今現在は、どのタイミングで見るのですかと今言われましても、うちのほうとしては協議の中ではいついつやりますよという話は受けていませんので、今現在は８月に航空モニタリングの飛行機を飛ばして、それが近々出るというようなことは聞いておりますけれども、どういうタイミングで出るかということは、１年後にまた同じく飛ぶのか、そういうものについてはまだうちのほうには指示はされていません。

○議長（宮本皓一君）　12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君）　そういうことだと、もっと具体的に、ただ言われたことだけではなくて、あなた方はもう少しデータと情報を持っているのだから、もっと丁寧な説明があっていいと思うのですけれども、８月十何日に恐らく最新のデータが公表される、もしくはされたと思うのですよね。

それで、年度単位という今の除染班長の話だと、では来年の４月からはまた新たにこの辺の線引きは見直されるということでいいのですか。

○議長（宮本皓一君）　除染班長。

○生涯学習課長（高野善男君）　今現在では、うちのほうの情報としては区域の意向ということで年間のいつの時点というふうになるかわかりませんけれども、多分で大変申しわけないのですけれども、来年の３月31日にまた見直しをかけるのではないかと、居住制限区域と避難準備区域ですか、その部分についてはそのようなふうにかける予定だと私のほうは思っております。あくまでも今情報としては、いついつかけますよということは入っておりません。

○議長（宮本皓一君）　ほかにありますか。

７番、渡辺英博君。

○７番（渡辺英博君）　先ほど６番、７番、８番、これを困難区域に入れるかあるいは外すかということで、各委員から意見ございましたけれども、町の復興にとりましても６番、７番、８番が入るか入らないかは大きな問題だと思います。

そこで、心配されるのは健康被害でございますが、町としては１つは６番、７番、８番、除染後の線量をどのくらいと想定しておるのか、それが１つと。

あと、もう一つは境界線から20メートルという話が出ておりますけれども、私どういう根拠で20メートルになっているのか。20メートルで果たして安全なのかどうか。その２点お願いします。

○議長（宮本皓一君）　除染班長。

○生涯学習課長（高野善男君）　まず、20メートルというのは各地の生活圏から山林とか何かについての除染については20メーターを生活圏として除染化しますよということで放射線の線量のあれによって約20メートルを除染すれば、今の放射線量を、バックグラウンドからの線量がかかってこないということで国は決めているということで伺っております。

それと、６番、７番、８番の50から20の居住制限区域の境の部分については、その部分については除染でどのぐらい下がるのかということでございますが、最低で実際には50を20以下にするということになっていますので……

〔「17を」と言う人あり〕

○生涯学習課長（高野善男君）　17を目標として除染していくということでございます。

○議長（宮本皓一君）　７番、渡辺英博君。

○７番（渡辺英博君）　20というのは、国際的な基準も含めて国が承認しているわけでございますが、現実に町民として、あるいは町の目標として１ミリですよね。ですから、17ということでは現実的には足りないわけでございますので、これは１ミリに向けて何度でもやるのかどうか、それが１つと。

生活圏が20メートルということですが、これ放射線の影響があるのであれば、20メートルは何の意味もないわけでございますので、その辺もう一度確認したいと思います。20メートルあれば大丈夫なのかどうか。その辺お願いします。

○議長（宮本皓一君）　除染班長。

○生涯学習課長（高野善男君）　大変申しわけありませんけれども、今の指針の中では20メートルを実施しますということでうちのほうには回答が来ていますので、だから100メートルでやれば、もっと安全側に立つのだろうと私のほうも思いますけれども、今の除染の指針の中では20メートルというふうな話になっておりますので、これがどうしても。

あとは、下がらなければということで、再度除染をするのかということについては、新しい工法を考えながら、段階を踏んで進めていくというふうに国のほうからは回答いただいております。

以上です。

○議長（宮本皓一君）　町長。

○町長（遠藤勝也君）　これ最新の資料、これは後の環境省の説明にこの資料配付されるのではないかと思うのですけれども、これは富岡町における除染の進め方というので、ちょっと参考に申し上げます。

あくまでも目標は、１年間１ミリシーベルトを目指すということで、当面２年間において、例えば50ミリシーベルトがおおむね17ミリシーベルト、それから20ミリの場合は８ミリシーベルト、10ミリシーベルトは５ミリシーベルト、５ミリシーベ

ルトが３ミリシーベルトに減少すると考えられると。

それで、その後の問題、後の問題についてはこういうふうに書いてあります。その１ミリ以下に目指すことをさらに、この後については、今までの除染の仕方だけでなくて、新たな新技術の開発を踏まえて、今後除染の実証事業をやりたい。こういう考え方の富岡町に対する除染の進め方について、これは恐らくこの後、国のほうから配付されると思いますが、その内容でありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君）　なければ、暫時休議をします。

休　議　　（午後　２時４１分）

再　開　　（午後　２時４２分）

○議長（宮本皓一君）　再開をいたします。

ほかにありませんか。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君）　冒頭で私質問しましたが、皆さんのいろいろと質問聞いていても、一番大事なことは何だというと、やはり町民の健康に対しての安全か安全でないかだと思うのですが、その辺はかなり無視されているのかなと思うのですよね。そういう意味で言ったら、10番議員さんも言いましたが、数値の少ないほうにずっと引っ張ってくれば、緩衝地帯の20メートルなんてどうでもよくなるのです。国は、20メートルは絶対譲らないと思うのです。今除染していても宅地の境界から山林側とか、そういう部分に20メートルは除染しますよとやっていますから、もう基本路線は譲らないのかなと思います。

今回の線引きは、町にゆだねられているわけですから、例えば100メートル安全側に引っ張ってきても何ら問題ないのかなと。コミュニティー、コミュニティーと言いますが、コミュニティーもへったくれもないですよ、こうなったら。小良ケ浜なんかは、全く線引きないですから、コミュニティーは守られるからいいですけれ

ども。だから、コミュニティーとか大字界とか、そんな問題ではないです。関根川なんかは、川で分けているわけでしょう。放射能で言ったら、前議員の坂本さんの前の川あたりは、要は両方山ですから、本当は山は全部入れてやらないと、そうなった場合には文化センターの道路に行く辺りで線引くとか、そういうふうになってくるのかなと思うのです。

あと、二小の辺も抜けていますけれども、ここにも、わきにも本岡となっている辺、かなりの山抱えていますよね。だから、この辺の本来であればモニタリングをきちっと町実費でも行って、高かったら入れるとかと考えていかないと、ホットスポットは全く関係ないと、先ほど話出ましたから、やっぱり町民の安全側に立って私は線引いていただきたいと思います。

先ほど町長の答弁からもありましたが、50ミリ以上の地区でも50ミリ以下に下がった段階で除染はやってくださいよというお願いを細野大臣にしたという話ありましたが、前から50ミリ以上の地区であっても、いかに下がった時点で除染は行うよと言っていたのかなと私記憶しているのですが、50ミリ以上の地区に入れても下がった段階で、例えば来年の３月とか、来年の９月とかにモニタリング調査して、下がっている経過が見られれば、多分５年置かないで除染が始まると思いますので、やっぱり安全側に引っ張ってくるのが第１条件だと私思いますので、ぜひ町長、そういう考え方に立っていただきたいと思いますけれども、どうでしょう。

○議長（宮本皓一君）　町長。

○町長（遠藤勝也君）　まず、１点目の緩衝地帯、20ミリ。これは、私問題だと思います。

今回の案は、いわゆる航空モニタリングの線上の赤い部分から、これ100メートル以上離れて常時見ているのです、これ。これ図面、縮尺でかなり、150メートルぐらいからあるはずです。ただ、ないところもあるのです。そういうところは少し検討させていただいて、もう少し膨らみをできないものかどうか。

それから、２点目のいわゆる帰還困難区域については、あくまでもこれはモデル除染で進めているというのが基本です、考え方。

それで、その後の定期的なモニタリングの中で50を下がれば、本格的な除染に切

りかえるかどうかは、私はまだ確認していませんけれども、そういう要望は今してきました。

今回特に夜の森の北あるいは南等々については、最近のデータ、これなのです。これがまるっきりピンクがもう夜の森なくなってしまっているのです、地区が。これは、経産省の最新のデータ。ですから、こういうところは居住制限とか解除区域とかと同じ取り扱いでもう一緒にやってくれというのが私のこの間の大臣に言ったことである。

それから、あと小良ケ浜を、小良ケ浜のこのデータを見ると、50を超しているのは２カ所しかないのです。松の前と、あるいはもう一カ所です。あと、みんな50下回っている。だから、そういうことを考えると、当然このデータを見ながら、適宜これやっぱり本格除染の対象地域に拡大していくということは、これは私もこれから申し上げておるのですが、一貫して今まで言っていますから。こういうことで今の議員おっしゃるとおり、あくまでも私も同じ考えで今後対応していきたいと思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君）　11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君）　ぜひそういった考えで町民の安全側に立ってやっていただきたいと。当然帰りたい人は、50以上の困難区域に入れないでくれという意見はあると思いますが、我々今まで頑張ってきたのは一律補償ということで、もう20ミリ以下であっても50ミリ以上の地区と同じ一律補償を受けられるよと。ただ単に違うのは、家財の３割増しだけなのかなと思うのですよね。決まった時点で、そうやってもう５年分前払いでいただけるというふうになったわけですから、賠償を受けられるようになったわけですから、帰りたい人、帰りたくない人の意向は余り耳に入れないで線を引かないと、なかなか線引きづらいという現状があると思いますので、ぜひその辺をきちっと頭の中に入れて、たたき台をつくっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（宮本皓一君）　町長。

○町長（遠藤勝也君）　この１ミリ目標、それから今までの健康管理の問題を、本

当にどこまでが安全なのかというものがまだはっきりと国のほうで確たるものを示されておりません。今回もここにもありますように、19日の私も要望の中にこの放射線の安全基準について、１ミリと20ミリがひとり歩きしていると。まだきちっとしたそれが住民には浸透していないと。これをしっかりと国の責任において、これを払拭してくれと。安全管理、健康管理、これを強く細野大臣にも申し上げておりました。それに対しては答弁もありますけれども、とにかく国はこれがまだはっきり出ていないと。私は、ＩＣＲＰの問題では20ミリ以下は健康に安全であるということは言っている。私は、これはとんでもない話であって、あくまで１ミリ目標、それをしっかりと国際的協議会の国の法律の中にもこれを明示させていただきましたから、町のほうも環境省で示されている除染の進め方にも、しっかりと富岡町は１ミリを目標にするということ書いてありますので、その点はひとつご理解いただきたいと思います。

〔何事か言う人あり〕

○議長（宮本皓一君）　区域の見直しについては、これが最後でないですから……

〔何事か言う人あり〕

○議長（宮本皓一君）　次に、国のほうの説明もありますから、ここで３時から予定していますから。

〔何事か言う人あり〕

○議長（宮本皓一君）　では、12番。

○12番（塚野芳美君）　先ほど除染班長、私は大膳町と西原をまったく考えていないけれどもって聞いたんですけど、答えていないのですよね。

○議長（宮本皓一君）　わかりましたか。

町長。

○町長（遠藤勝也君）　私さきの質問、ちょっとずれるかどうかわからないけれども、３月31日を基準にして、これ今回一応線形をつくましたが、これはこのまま居住制限と解除準備区域は、このモニタリングにそのままなぞったのだと思いますね。その中でコミュニティーというか、そういうことでご意見あるかと思うのだけれども、できるだけこれについては実勢にあったように、コミュニティーとしては行政

区とかそういうものにあったように、これは直すのは簡単ですから、検討させていただきます。

なお、あくまでもこれ３月31日なのだよね。私この問題について、相当今まで議論したのですよ、経産省と。何で今現状がどんどん自然減衰しているのに、３月31日の時点を基準にするのだと。そういう中でかなりいろいろやったのだけれども、今までの区域見直しが飯舘にしても、どこにしても。みんなそれを採用しているから、国としては一つの一貫性を保つためにご理解くださいということで今回やむなくこれに従ったのですけれども。

ただ、こっちのほうの居住と、解除の線形については、行政区とかなんかのいろいろなあれを出して、これは修正できるわな。

〔「はい」と言う人あり〕

○町長（遠藤勝也君）　これは、できるだけそういうふうに可能にするようにしますから。

○12番（塚野芳美君）　終わります。

○議長（宮本皓一君）　それでは、区域の見直しについては、これが決定ではありませんので、この程度にとどめます。

これをもちまして付議事件１、区域の見直し（案）についての件を終了いたします。

暫時休議をいたします。

休　議　　（午後　２時５３分）

再　開　　（午後　３時０２分）

○議長（宮本皓一君）　約束の時間に幾分早いのですが、全員おそろいでありますので、再開したいと思います。

次に、付議事件２、除染等についての件を議題といたします。

ここでまことに恐縮ではございますが、説明のためにおいでいただきました国の担当者の皆さんには、簡単な自己紹介をいただきたいと思いますが、その前に代表して、環境省除染推進チーム長、森谷賢さんよりごあいさつをお願いいたします。

○環境省福島除染推進チーム長（森谷　賢君）　宮本議長を初め、富岡町の議員の皆様、私、環境省の福島除染推進チーム長を務めております森谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

きょうは、この機会に富岡町における除染の進め方、方向についてまず一つご説明させていただきたいと思い、参りました。

そして、もう一つ、廃棄物、対策地域内、この富岡町もそうでありますけれども、対策地域内の廃棄物の処理について２つお話しさせてもらいたいと思います。

改めまして、３月11日以来、大変ご不便な生活を、仮設住宅その他でご不便、ご不自由をかけておりますことに対しまして、原子力政策を進めてまいりました国として深くおわびと、またお見舞いを申し上げたいと思います。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本皓一君）　では、自己紹介、お願いします。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長（坂川　勉君）　私、環境省廃棄物・リサイクル対策部企画課長をしております坂川と申します。よろしくお願いいたします。

○環境省福島環境再生事務所県中・県南支所支所長（黒澤　純君）　私、福島環境再生事務所で県中・県南支所長をやらせていただいております黒澤でございます。よろしくお願いいたします。

○環境省福島除染推進チーム長（森谷　賢君）　それでは、議長、説明始めてよろしいでしょうか。

○議長（宮本皓一君）　ええ、私のほうから進めますから。

ありがとうございました。早速説明をいただきますが、本件につきましてもただいま配付いたしましたものにつきましては、住民説明会の前につき、終了後に回収させていただきますので、書き込み等もご遠慮を願いたいと思います。

それでは、環境省除染チーム長、森谷さんより説明を求めます。

○環境省福島除染推進チーム長（森谷　賢君）　どうも失礼いたしました。

お手元に資料２点ございまして、資料１は富岡町における除染の進め方、それから資料の２は富岡町における対策地域内廃棄物の処理について、２点でございます。

まず、資料１のほうでございますが、この前半部分は富岡町にかかわらず、広く一般的に基本的なことを書いてございまして、１枚めくっていただきますと、２ページ目の４のところから富岡町における除染の進め方ということで、特に富岡町のことについて書かせてもらっております。

また、戻っていただきますが、１番目の基本方針ですが、環境省は放射性物質汚染対処特別措置法と、その基本方針に基づいて、国として責任を持って除染に取り組むことにしておりますけれども、その際に追加被曝線量が20ミリシーベルト未満である地域、それから追加被曝線量が20ミリシーベルト以上である区域について、それぞれ次のように考えております。

まず、20ミリシーベルト未満の地域については、長期的な目標として追加被曝線量が年間１ミリシーベルト以下になることを目指します。

追加被曝線量が20ミリシーベルト以上である地域、避難を求める目安となった線量でございますが、この地域については段階的に、かつ迅速にその区域を縮小したいと思っております。ただし、大変高い線量の地域については、長期的な取り組みが必要となるということにご理解をいただきたいと思っておる次第です。

このように除染を進めたときに発生した土壌や廃棄物については、安全に収集、運搬して、焼却可能なものは焼却を行い、借り置きを経た後に逐次中間貯蔵施設に搬入するという考えでございます。

当面24年度、25年度、そしてその後の26年度と年度を分けて考えておりまして、今後富岡町についても除染実施計画をつくって、この新技術も含めた現時点で合理的な範囲で使える技術を駆使して除染を行いたいと思っております。20ミリシーベルト未満の区域、20から50ミリシーベルト未満の地域、50ミリシーベルト以上の区域ということで３つ書き分けてございますけれども、20ミリシーベルト未満の地域については、先ほど申し上げたとおりでございます。

それから、20から50ミリシーベルト未満の地域につきましては、25年度内を目途に住居等や農用地における空間線量が年間20ミリシーベルト以下となることを目指したいと思っております。個々に見ていきますと、それぞれの線量レベルに応じて、今回私どもモデル事業など行った結果から、どれほどの線量データを見込めるかと

いうことをここに書いてございまして、宅地においては年間積算線量が26年３月末には50のところはおおむね17、20のところはおおむね８、10のところは５、５のところは３と。そのように見込んでございます。

一方、50ミリシーベルトを年間超えるような区域につきましては、基本的には高い線量の区域でございますので、改めて除染モデル実証事業を実施して、その結果を踏まえた対応の仕方を検討したいと思っております。

１枚めくっていただきたいと思います。そこで、26年度以降の方針でございますけれども、長期的な目標として、追加被曝線量が年間１ミリシーベルトというものがございますので、これを目指していきますが、24、25年度の除染の結果について点検評価を行い、対応方策を検討します。そして、計画を見直した上で適切な措置を講ずることといたしております。もちろんその点検評価においては、線量の予測を行うとともに、新たな新技術の開発状況を踏まえた技術実証、この開発状況を踏まえた除染を進めたいと思っております。

さて、富岡町における除染の進め方でございますが、右手に今後の工程ということで先行除染や本格除染ということのイメージを書かせてもらっておりますけれども、既にまた今引き続き行っているものとして先行除染があります。これは、重要インフラの復旧や本格除染の際の拠点を確保するという趣旨でございまして、富岡町役場、汚泥再生処理センター、富岡消防署など、そして富岡町総合スポーツセンターというものについて除染を進めさせてもらっております。

一方、浜通りを南北につなげる重要な交通インフラであります常磐自動車道についてでございますが、これにつきましては浪江町、双葉町、富岡町の一部区間におきまして、切り土、盛り土等の区間におきまして、小規模ではありますけれども、モデル除染事業を行ってきておりまして、その結果を踏まえまして復興庁、国土交通省、環境省、ＮＥＸＣＯ東日本等から成る合同チームを結成しておりますが、その議論を踏まえて、このモデル事業の次に本格除染を常磐自動車道については行い、できるだけ早く復旧、そして建設の道筋をつけていきたいと思っております。

それから、３番目になりますが、本格除染ですが、50ミリシーベルトを年間下回る、未満の地域につきましては、これは当初私ども考えております除染のロードマ

ップにおいては居住制限区域でありますとか、避難指示解除準備区域というところに当たると思っておりますが、こういうところの住居など、農用地及び住居等、近隣の森林については、平成25年度内の完了を目途に除染を行いたいと思っておりますし、それに先行しまして農地、水田、畑については、今年度内にですが、除草を行いたいと考えてございます。

それから、年間50ミリシーベルトを超えるような地域、帰還困難区域と名称がついてございますが、富岡町の中にも夜の森という地区がございまして、ここは線量としては高い地域でございます。ここにつきましては、他の市町村も含めた除染モデル実証事業等の結果を踏まえて、富岡町の復興計画に沿って、また現場の線量レベルがどの程度であるかということを踏まえて、この50ミリシーベルトを年間超えるような地域の除染の対応を検討待ちと、富岡町と十分検討させてもらって進めさせていただきたいと思っております。具体的に、いつから、どのところかということにつきましては、引き続き検討を要すると考えてございます。

今申し上げたところを大まかな流れで本格除染について今後どうなるかということをご理解いただくために、今後の工程があるわけですが、先行除染ということで消防署、スポーツセンター等は進めてきておりますけれども、今後本格除染ということになりますと、富岡町にお住まいであった方たちの家屋の例えば損壊状況も含め、その家屋における空間線量などの測定を行って、具体的に個々のおうちの家屋の除染をどう進めるのか。屋根の除染とか壁の除染とか庭の除染とかをどうするのかということを個別に除染の実施の方法を決めていかなくてはなりません。そのために、まずは環境省のほうでは専門の業者にこの家屋の調査、線量の調査をしてもらい、その結果を踏まえて、個別に今後は除染を行いたい対象物を所有されている方に同意を、このような除染方法をとらせていただきたいと思いますが、いかがですか、よろしいですかということを、除染の同意をちょうだいして、その上で除染工事にかかりたいと思っております。

現在のところ何月からというところをここは具体的にまだ見通すことが難しいものですから、手順というか、順番だけにさせてもらっておりますが、まずは家屋線量調査、除染同意の取得、そして除染工事ということになってございます。当面25年

度内を目途に、この除染作業を進めたいと思います。

この中で一番大事な点と申し上げたらいいと思いますけれども、もちろん除染実施計画の策定もありますが、やはり仮置き場の確保ということが必要となってまいります。

そこで、後ほど申し上げます対策地域内の廃棄物の処理にかかる取り組みと連携して、私ども仮置き場の確保を進めさせてもらいたいと思っておりますが、それに当たって関係される皆様のご理解とご協力をちょうだいしたいと強く思っている次第でございます。

続きまして、対策地域内の廃棄物の処理についてでございます。資料２の１の全般的な処理方針というものについては、対象とする廃棄物をちょっと改めて整理させてもらっております。１つは、１の（１）の２つ目の○にございますけれども、既に策定している廃棄物の処理計画の中におきましては、津波で生じた瓦れき、家屋の解体で生じた解体がらと、こういった災害廃棄物、これが１つの対象でございます。

２つ目は、先ほど私が申し上げた、除染により発生する廃棄物と、これがございます。

それから、３つ目は、（２）の生活ごみですけれども、今後これが問題になっていくことになると思いますが、ご家庭の片づけで発生するごみでございます。生活ごみ。

この３つが重要なものと考えておりますが、例えばこの生活ごみにつきましては、仮置き場を確保して、そこで処理が整うまで、体制が整うまで、焼却処理が整うまで仮置き場を確保していくことが必要なのですけれども、それがまだ仮置き場もすぐには使えないという状況であれば、各家庭で当面保管をいただかざるを得ないということを、大変申しわけありませんが、お願いしたいと考えてございます。

なお、災害廃棄物にしても除染廃棄物にしても生活ごみにしても、どの時点からどれほど出てくるかということについて、正確に見通すことは非常に難しい状況にあります。これは、逐次、例えば除染であれば除染の進行、それから生活ごみについては、当面は一時帰宅されたときに発生するごみなのだと思いますけれども、的

確に情報を入手しながら見通して、廃棄物の量についての推計をきちんとしていかなくてはいけないと思っておるところであります。

そこで、こういった廃棄物を今申し上げた仮置き場などで、そしてさらには焼却施設によって処理するに当たって、私ども今想定しているところはどういうものであるかということを次に申し上げたいと思います。

２、仮置き場でございますけれども、災害廃棄物、除染廃棄物などのこの処理に当たりましては、まず廃棄物を集めて保管し、そして保管のための仮置き場の確保は必要でございますので、その設置に向けて進むわけですけれども、事前の調査や測量設計、造成工事等必要となりますので、この仮置き場については少なくとも三、四カ月必要になるのではないかなと思っております。

この辺のイメージは、３ページ目に今後の工程ということでかかせてもらっておりまして、後ほど触れます仮設処理施設についても同様な工程のイメージということをここで整理してございます。

さて、そこで、ではその仮置き場としてどこを考えているかということにつきましては、別添の地図をつけさせてもらっておりますが、富岡町の、１つには①でございますが、深谷地区の国有林を１つ考えてございます。

それから、もう一カ所は、富岡の浄化センター付近の、津波によって大変ご不幸な状況になっていますが、津波で被災をした地域を考えてございます。ここには、先ほどから申し上げているような除染の発生する廃棄物や土壌、災害廃棄物、生活ごみなどを搬入することを想定しております。

この別添の絵についてちょっと申し上げさせていただくと、上が国有林、下が、真ん中付近に、浄化センター付近の、後ほど触れます仮設処理施設の候補地がかいてございまして、南のほうにつきましては、津波による被災を受けた主に民有地を活用させていただけないかと。この地権者の方のご理解を得て、また区のご理解を得て、仮置き場の確保をさせていただけないかなと考えてございます。

この仮置き場が今後使い方を十分工夫していかなくてはいけませんし、そうすることによって必要となる面積を圧縮することができますが、一方で発生してくる廃棄物について十分に見通せない場合もありますので、そういった点ではさらに今後

追加確保が必要となるという可能性もございます。これは、しっかりとまだ見通せないところについては、大変申しわけないのですが、廃棄物の処理、除染の進め方次第で、いつ、どれだけ必要となるのか、焼却施設がどれほど、いつから動けるのかということを前倒ししながら考えていきたいと思いますけれども、少し不確実なところがありますことをご理解いただきたいなと思っております。

さて、そこで仮設処理施設について申し上げたいと思います。２ページにこれにつきましてはございます。仮置き場の準備と並行しながら、これについても進めたいと思っていますが、処理施設というのは焼却、そして中には破砕、大きなごみを破砕するといったことを考えてございます。こちらについては、測量、設計、設置ということから、仮置き場に比べ、少し長い期間が必要になると考えております。少なくともこれまでの他の事例からすると、やっぱり10カ月ぐらい必要かと思っておりますが、極力早期に発注したいと思っております。

そして、この場所については先ほど申し上げたとおり、富岡の浄化センター付近の津波被災地を候補地としたいと思っています。

仮設焼却炉というのは、どのようなものかということについて簡単に箇条書きにしてございますが、焼却対象とするものは災害廃棄物はまずあるわけですが、その他除染廃棄物の中でも可燃物、それから生活ごみの中でも可燃物も焼却対象とすることを今想定しています。

では、どれほどのものかということについては、３月末時点の推計では災害廃棄物については約１万7,000トンと見込んでおりますけれども、除染廃棄物や生活ごみの焼却対象量については、今後さらに推計をしっかりしていきたいと思っております。

焼却炉の規模につきましては、今申し上げた災害廃棄物１万7,000トンを仮に１年間300日で焼却を続けられるとした場合、１日当たり60トンの焼却能力を持つ炉が必要だと考えております。

工期は、先ほど申し上げた用地確保後に10カ月、焼却灰はこれは仮置き場に一時保管させていただかないといけないと思っております。

なお、焼却炉も大きさそのもの、焼却炉の規模も多少今後さらに詰めていくこと

です。数値も変わる可能性もありますし、それから焼却炉そのものも単独で１基なのか、この場所に、効率的に行うために複数にしないといけないのか、その辺もあわせて十分検討していきたいなと思っております。

３ページ目、今後の工程ということでかかせてもらったものは、今後どのように、何が進んでいくかということの手順を絵にしたものでございます。

むすびになりますけれども、私どもとしては対策地域内の廃棄物の処理をできるだけ早く進めたいと思っております。そのためには仮置き場や仮設処理施設の用地を地元のご理解を得て、早期に決める必要がございます。

そして、その後は発注手続に入ることは必要でございます。仮置き場や仮設焼却施設を設置するために必要なこの地権者の方にご説明する、同意をいただく。さらに、住民の方にも説明するということにつきましては、国が主体となって行いますが、地元の富岡町のご協力もちょうだいできれば幸いであると思っております。

なお、現在何で衛生センターの処理施設というのが、これは楢葉町で稼働しておりますけれども、ごみの中でも腐りやすいごみといいますか、そういったものは衛生上の問題がありますので、早期に処理をしないとと思っておりまして、この南部衛生センターを活用するということについても私ども必要な調整を進めてまいりたいと思っている次第です。

以上、ちょっと駆け足で説明になってしまいましたが、本日は今後富岡町の住民の皆様方に、除染はどのように進めていくことになるのか。そして、廃棄物の処理はどうなのかということをご説明する機会が近く来ることになると思いますので、私ども考えているところを今ご説明させていただきました。

どうもありがとうございました。

○議長（宮本皓一君）　ありがとうございました。

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ありませんか。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君）　除染推進チームの森谷さんには、丁寧な説明ありがとうございました。

まず、単刀直入にお聞かせ願いたいのは、資料１の下のほうで、除染をして50ミ

リ以下は17マイクロにしたいと。数字ありますよね。20から50までは８マイクロシーベルトにしたいとかとありますが、この数字を見ると50％以上減になっているのですよね。50％以上除染をして下げたいというお気持ち、大変ありがたいのですが、試験除染、大分やっておりますよね。そこの中で平均的に何％くらい下がっているのか。あとは、民家に関しては夜の森地区、富岡で言うと夜の森地区の民家を随分やっていると思うのです。30軒とか50軒。そこで平均で言うと、何％下がっているかお聞かせ願えればありがたいと思うのです。

といいますのは、話に聞くと決してこんなには下がっていないのですね、試験除染ですら。試験除染ですら20％とか30％しか下がっていないのに、本除染になったら下がらないでしょう、これは。それ一つと。

あとは、始まる日にちが明確ではないのに、完了の日にちは明確なのだ。平成25年度内完了ということで。今説明の中にもありました、今後の工程についてはいつから始まるか、まだ明確になっていないと。確かにそうですよね。だけれども、この文書で見ると、平成25年度内の完了をめどに除染を行うとなっているのです。だから、すべてを見ると、あなたたちの考えが余りにも甘過ぎると。当初は、国は20キロ圏内の除染は国が責任を持って２年間で除染しますよと。下がる数字は幾らか、それは多分言っていなかったと思うのですが、下げるめどの数字はこれなのかなと思うのです。２年とうたっていながら、もはや半年、約６カ月過ぎようとしているのです。５カ月過ぎるのです。

だから、もうこんな無理なものを持ってきて、説明しても話にならないのです。その都度その都度、あなたたちはプロでしょうから、何でその都度その都度こういう文言をきちっと書いて持ってこないのですか。例えば12月に始まったら、来年度じゅうに除染、すべて完了させないのですか。その辺が私は非常に不安さをあおると。

あとは、仮置き場に関しては、今から地権者なりなんなりあるからいろんな問題が生まれるのかと思うのですが、この地図を見ますと、仮置き場の候補地、し尿処理場の近くの国有林は前も多分テレビとか新聞でも発表になったのかなと思うのです。下の津波地区ですね。津波にやられた地区もその候補地に一部はなっているの

かなと思うし、あと焼却施設ですか、それをつくる考えだと思うのですが、そもそも今回こういう事態を招いたのは、まずは地震が来て、次、津波来て、その次に原子力災害が起きたと。今まで怠ってきたことをやらなかったために津波でやられたと。こういう事故が起きているわけです。万が一これ津波地区にまた仮置き場なり焼却処理施設をつくって、万が一津波来たらどうなのですか。前回の半分くらいの津波でもこれはかぶってしまうと思うのです。多分堤防はやられているかどうか、私確認していないからわからないですが、そういうところに持ってくるということは、全くあなたたちは先のこと考えていないと。

だれが提案したのですか、こんなこと。こんなこと、だれも今まで聞いている人いないですよ、議員の中だって。多分ここに焼却施設というのは、恐らく最終的にはエコテックの最終処分場に入れようとしているのでしょう、焼却灰を。そのエコテックだって富岡町では、勝手な言い分かもしれないですけれども、下流域の行政区から反対の要望書、多分出ていると思うのです。つくるときは、自分たちが賛同して判こ押して、今になって反対の意見書が出ていると思うのです。全くその辺は私も理解はできないのですが、そういう状況の中で何でこういうものが出てくるのかと。私は、不思議でしようがないのです。その辺、納得のいくような説明してください。

○環境省福島除染推進チーム長（森谷　賢君）　それでは、順に説明させていただきたいと思います。

内閣府のモデル事業、その他でどれほどの除染の効果があるのかということは、それぞれの除染対象ごとによってばらつきがありますけれども、おおむね今ご指摘のあったとおり、５割そこそこであることであります。私もそう思っています。

ただ、ここではちょっと、私さっき時間の関係できちんと申し上げなかったのですが、比較が24年３月から26年３月という２年間のものですから一部、それはちゃんと申し上げるべきでしたが、自然減衰等も含めての数値になっておりました。まことに申しわけありません。

それから、完了の日付を25年末としていること。一方で除染開始が当初言っているよりもおくれているわけですので、それを反映したものにすべきというご意見を

ちょうだいしたと思っております。

私どもこれ全体に基本にかかわることでございまして、現在のところ富岡町も含め、直轄区域の中では24年度、25年度、生活圏を中心とした除染を完了すべしという大きなロードマップという方針で進めてございます。そのことを反映した形できょうも資料を用意してございますけれども、具体的には、申しわけありませんが、今後ご議論させていただく除染の実施計画と、そういう計画の中でより具体的な、24年度はどこを除染すると、25年度はどうするといったことを十分富岡町の皆様方とご相談させていただいて、除染実施計画を策定していきたいなと思っております。

今のご指摘の点、十分私も念頭に置いて今後の実施計画づくりに努めてまいりたいと思います。

それから、国有林地と、それから津波被害地、それぞれ仮置き場をどうするかということについてなのですけれども、正直私どもどこにすべきかというところについては、富岡町の皆様ともご相談をさせてもらってきております。

国として国有林を初めとした国有地を使うということがまず先決だろうと思ってきておりますが、どうしてもそれだけでは当面の必要な量を確保するのは難しいという判断から、いろいろご相談させてもらって、民有地として大変不幸な事態を招いた津波被害地でありますけれども、ここを最終的に中間貯蔵施設に搬入を、除染廃棄物等を持っていくということも念頭に置いて、３年程度使わせていただけないかと思った次第でございます。もちろんこれはあくまで現在のところ候補地ということでございますので、ここを選定した理由もともかく、しからば、ではここの地権者の方たちのご了解をいただけるかというのは今後のことだと思っておりますので、そういう状況であるということをぜひご理解願えたら幸いでございます。

それから、仮にここで仮置き場をつくった場合に津波被害が心配であることは当然だと思います。私どもこういう沿岸部に仮置き場をつくった場合にどのような土木的な工夫が必要であるかというのも含めて十分検討させていただきたいなと思っております。

それから、焼却灰につきましては非常に線量の高い、キログラム10万ベクレルを超えるといったものにつきましては、これは中間貯蔵施設のほうに搬入をするとい

う考えでございますので、先ほど管理型処分場のお話がありましたけれども、それは私ども考えは、10万ベクレルを上回るか下回るかということで搬入先は分けて考えないといけないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君）　11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君）　まず、第１点目、放射能の数値ですが、決して今現段階を見ますと、試験除染した場所であっても50％なんか決して軽減していないと。もう20から30がいい数字だろうと私思っているのです。それに自然減衰を入れていっても40くらいの数値なのかなと私思っていますのでぜひその辺は、データ出してもらえば一番ありがたいのですが、データ持ってきていないのでしょうから、その辺はしっかりとして、本当に地域の町民の安全を考える上ではそれが一番ですので、もう少ししっかりかかってください。除染で50％軽減して、自然減衰を10％入れて60％なんてとんでもない話ですよ、そんなもの。

あとは、２番目は25年度内の完了ということですが、これはやっぱり始まる日を、いつから始まればいつで完了させたいという数字をきちっとうたってくれないと、先が進めないで、ずっと進んでいったら、では３カ月しか残っていない、３カ月でできるのかという話になってしまうのです。だから、そういうことももう少し真剣になって考えていただきたいと。

あとは、焼却施設なり仮置き場、津波地区の仮置き場は、全く津波が来ないという想定のもとで考えている、これが私は大間違いだと思うのです。ここの地区に津波来ても大丈夫のような堤防なりなんなりつくって仮置き場にするよなんていう考え持ったら５年も10年もかかってしまいますよね。だから、もう選定をする場所がそもそも間違っているのです。

あと、焼却施設に関しては10万以下ですか、一般のそういう処分場に入れられるものは。それも楢葉が入り口になって、富岡に下流域が来る場所に入れることをねらっているのかと思うのですが、町にはそういう要望書が上がっているのですよね、町長。

だから、そういうことを踏まえたら、確かにその人たちはあの施設つくるときに

は賛成して、それでできたわけですが、今は反対しているのです。私は理解できないのですけれども。だから、そういうことだって町とすり合わせしてこういう資料持ってくるのが筋ではないのですか。こういうことが出ているから、ここはまずいのではないですかとかと、そういう話になるでしょう。そういうの全然やっていないで、国で一方的に説明しますよ、何しますよといったって、全然説明にも何にも私はならないと思うのです。もう少し真剣になってその辺を取り組んでいただければありがたいと思います。どうですか。

○環境省福島除染推進チーム長（森谷　賢君）　最後のこの候補地につきましては、もちろん確定ができているものではございませんけれども、私どもとしてはきょう議員の皆様方に説明するに当たりましては富岡町の町役場の方に、こういうことでこういうものをご説明したいということは事前に申し上げておりますが、今後ともこれについては調整が必要なことであるというふうに思っております。

○議長（宮本皓一君）　11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君）　何回も繰り返すようですが、ぜひそこに住む人、住んでいた人の気持ちを考えて、もう少し私は真剣に取り組んでいただきたいと思います。お願いしておきます。

　終わります。

○議長（宮本皓一君）　ほかにありますか。

　５番、宇佐神幸一君。

○５番（宇佐神幸一君）　ちょっと２点ほど確認というか、お聞きしたいのですが、まず１点は除染の中の森林、それの除染をどの程度までやるのか。今簡単に言って、富岡町も結構森林の箇所が多いわけですし、先ほど町の説明の中に一応20メートルぐらいという形を言われたのですが、実際に大きい木ほど枝が出ているから、その枝から、末端から落ちてくる。そうすると、やっぱり10メートル以上の一つの落ち葉になると。それが落ちてきた場合、結局そこで汚染される。そういう面の細かく、わかる範囲で教えていただきたいということと。

　あと、生ごみ、ここに出ている生活の生ごみなのですが、実際的に今は双葉の今までの楢葉のごみ処理場をやっていると聞いております。ただ、一応今生活の中で

は広野と川内の生活ごみと、あと除染されている人たちのごみと聞いております。

ただ、これが区域見直しになって立ち入りしていくと、予想外のごみが出てくると。プラスその災害されたもののごみ。それが今のこの読みで処理できるのかどうか。今は、いわき市と石川町の広域市町が協力していただいているということを聞きますが、今度は一緒くたになった場合、一応検査されて出していると思うのですけれども、それ自体、逆にいわきとか石川町の広域市町のごみ処理が拒否されるのではないかと。だから、できればその10カ所にしても、今言われましたけれども、どこに10カ所を中心地に置くのかも、今の中では10カ所ぐらいということで聞いただけなのですが、その処理的なものが実際に計算どおりいくのかどうか。いかないと思うのですが、その点をお教え願いたいと思います。

○環境省福島除染推進チーム長（森谷　賢君）　２点いただいたうち、１点目、私回答させていただきまして、２点目は廃棄物の本担当、坂川課長からご回答したいと思います。

まず、１点目の森林の除染でございますけれども、これは他の先行している町、村の例でございますけれども、民家があって、その敷地の中、その周辺に木が生えていて、森林ができ上がっているといったときに、木が生え始めているところを林端というふうに、林縁と、難しい言葉言っていますが、木が生え始めたところ。そこから始まって、家の方から見ると、ずっと奥のほうに、20メートル下草を刈るとか落ち葉を拾うとか、常緑樹でも二、三年たつと落ちてくるであろうということで落ち葉を拾うと、枝打ちをすると、これを20メートル行うことを基本としております。

しかし、それではその20メートルまで行ったところで、その奥はどうするのだと。家が本当に森林全体の中で囲まれていたり、それからふだんの生活が山と非常に密着であると。沢の水を利用していると。そういったことについてどう対応したらいいかということについては、実は報道で皆様方に大変ご迷惑をおかけしているのですが、現在環境省の専門家の検討会がその扱いについて検討しております。

そこで、私ども考えています当面の24、25年度の生活圏の除染におきましては、繰り返しになりますけれども、家があって、そこに木が生えているときには、その

木が生えているところから奥20メートルについて、下草刈り等の除染を徹底的にさせていただきたいと思っております。その後26年度以降、森林全体についてどうするかというのは、今後地元の方々のご意見をちょうだいしながら、検討会の報告というのはまとまっていくと思いますけれども、それから出た方針に従って私ども進めていきたいなと思っております。

現在申し上げるところは、そういうところに限られてしまうので大変申しわけないのですけれども、住居の周りの空間線量の削減と、低減ということにまずは集中して進めさせていただきたいなと思っております。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長（坂川　勉君）　次に、生活ごみの処理についてでありますが、今ご指摘ありましたように南部衛生センターの、現在楢葉町にある焼却施設では、広野町と川内村のごみを焼却しているということです。

それで、今後一時帰宅がどんどん進んでいって、生活ごみがたくさん出てくるということが想定されておりますけれども、これも可能な範囲で南部衛生センターの焼却施設を使いたいと、使うことができればというふうに考えております。

そこで、きょうの資料２の１ページの１の（２）の２つ目の○の最後、これらの廃棄物の処理方法については、既存の処理施設の活用も検討しつつというのは、今私が申し上げたようなことなのです。

そこで、次に、ではどのぐらいの量が実際出てくるのだろうということなのです。地震が起きる前は、富岡町を含む４町村のごみを焼却していましたので、普通の生活から出てくるごみの量であれば、処理できるはずなのですが、しかし今までしばらく住んでいなかったところに一時帰宅しますと、かなり大量の廃棄物が出てくる可能性もあるというか、恐らく出てくるだろうというふうに考えておりまして、そのごみの量がどのぐらいなのかというところを今環境省でも推計をしているという状況です。

ですから、まずは施設の能力の範囲内で生活ごみを南部衛生センターの焼却施設で処理させていただきたいと。これが一つの考え方です。

もしそれで、十分な処理能力がないと。つまり処理能力以上に出てきてしまうと

いうことであれば、その点については先ほどちょっとご説明しました災害廃棄物を焼却するための仮設焼却施設、そちらでもってあわせて生活ごみも処理をしていくと、そういうような方向で今考えているところでございます。

○議長（宮本皓一君）　５番、宇佐神幸一君。

○５番（宇佐神幸一君）　ある程度わかったのですが、あともう一つ聞きたいのですけれども、焼却した場合、やっぱり心配なのは今焼却灰と、それとあと実際の中に出てくる煙、どの程度……もちろん管理はしていると思うのですけれども、除染による除去というか、放射能除去というか、その対策は十分なさっているのでしょうね。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長（坂川　勉君）　今まで福島県内でも中通りでありますとか、そういったところでは既に既存の焼却施設で普通の生活ごみに加えて、災害廃棄物も焼却をしてきていると、そういう実態がございます。

そういった中で排ガスにどのぐらい放射性セシウム濃度が含まれているのかという調査もしてきておりますが、今まで得られている知見では、集じん機できちんと放射性セシウムは除去されていて、排ガス中にはほとんど問題にならないくらいのものしか出てこないということが確認されております。

ですから、この南部衛生センターでも大丈夫だろうと思っておりますけれども、ただそれを焼却する際には、やはりきちんと排ガスの濃度も確認をしながらということで安全性を確認しながらやっていくことが必要だろうというふうに考えてございます。

○議長（宮本皓一君）　ほかに。

４番、安藤正純君。

○４番（安藤正純君）　私のほうから３点質問させてください。

１点目は、民間の積算放射線量の計算式、これ環境省で汚染マップとかというのを発表していますけれども、これは地上１メートルで屋外８時間、室内16時間、この計算方式、いつまでも使っています。これ私は、文科省が暫定で室内待機、屋内待機のときに使った計算方式だと思うのですけれども、この計算方式だとＩＣＲＰ

とか、世界基準でそういう屋外とか屋内とか、縛りをつけない、計算方式の４割カットなのです。放射線防護、原子力発電所で働く人たちの管理区域でも地上１センチでやっているし、こんな計算方式使っていないし、そういったことでいつまでこういう計算方式、環境省で使うのか。これが１点。

あと、もう一点は、年間50ミリシーベルト、これの困難区域、これは国では５年間は除染しないと。自然減衰を待って、それからの除染だということを言っていたので、それは守ってほしいと。これは、富岡の夜の森地区は民間の除染をやって、もうモデルの実証実験やっているのだから、富岡町の住民が希望する年間１ミリまで下がるかどうかというのは、もう十分環境省もわかっているはずだから、除染することによって１ミリまで下がるのであれば、それはやってもらって結構なのですけれども、１ミリまで下がらないのであれば、５年間はやはり自然減衰を待ってからの除染でお願いしたいと。

あと、３点目は、今隣の５番委員とちょっとかぶるのですけれども、仮設の焼却炉、これにはそこから出る煙に対して、先ほど中通りではという話ありましたけれども、中通りと浜通りは全然線量が違うから、中通りのデータは余りこっちで引用できないと思うのです。そういったことを考えれば、セラミックフィルターで煙が表に出ない方式、もし減容化するのであれば、徹底して表にはセシウムが発生しないと、そういうものを検討してください。

あともう一点、４点目は、これから準備区域とか制限区域、こういったところは宣言すれば自由に自宅に帰れます。飲み食いとか寝泊まりしなければ帰れると。ただ、その多くはいわきあたりに住んでいる人が多いのです。双葉郡は２万3,000人がいわきに来ていますから、そういった人間が自家用車で行って、自分の靴で自宅に上がって、またいわきに戻ってくると。私は、いわき地区をかなり汚染させてしまうのではないかなと、そういうふうに思うのです。環境省は、そういうことはどういうふうに考えていますか。できれば、除染が終わって、線量が下がった後の一時帰宅というか、自分の家に行ってもいいよというふうに認めるのならいいのだけれども、宣言したら戻ってもいいよということであればかなり、今までは靴にカバーを二重三重につけて、自分の車の中にも汚染させないようなやり方で車を運転し

てきたけれども、これからはもう大丈夫なのだ、宣言したから大丈夫なのだという安心感を与えるような気がするの。それが避難先のいわきあたりに持ってこられたのでは、こっちの人間が迷惑だよと。環境省としてどういうふうに考えるか。この４点、お答えください。

○環境省福島除染推進チーム長（森谷　賢君）　それでは、４点目の……

○議長（宮本皓一君）　森谷さん、発言の許可を得てください。

○環境省福島除染推進チーム長（森谷　賢君）　済みません。

議長。

○議長（宮本皓一君）　森谷チーム長。

○環境省福島除染推進チーム長（森谷　賢君）　４点のご質問のうち、まず第１点目の年間積算線量と申しますか、そのことについてのお尋ねでございますが、屋外８時間、屋内16時間という想定のもとに、いわば空間の線量値と個人の被曝量を一定の数式で考えているのではないかというご指摘と、一方ではＩＣＲＰではそうではなくて、そういった方式よりも４割方小さいのではないかというご指摘であったと思うのですけれども、私ども空間線量を下げるためには、一定の目安となるルールというのが必要だろうと思っておりますので、実際に個々の方たちの個人の被曝線量はどうかというのは、これは別途詳細な調査を、健康管理という一環で押していかないといけないと思っておりますけれども、私ども空間線量を下げるという目安として、やはり一つのどこの地域でも同じようなルールが必要だろうと思っておりますので、屋外８時間、屋内16時間という、この一つのルールを使って、割り切りといいますか、で対策は進めさせていただきたいなと思っております。

ただ、もちろん一方で、個人の線量はどうかというのは、さらに今後そういった対策を進めていった中で、どれほど個人の被曝、追加被曝線量が実際どうであるかということはきちんと調べていかないといけないと思っていまして、これは除染ということともに、考えていかないといけないと思っております。

それから、50ミリシーベルトを超える区域の扱いについては、これは先ほど私の申し上げたところでありますけれども、まずモデル事業によってどの程度線量下げられるか。

それから、基本的にはそれぞれの町のお考えで、復興に当たってそういった高い線量の区域を今後どうしていくのかという考えに沿って、やはり除染をどうしていくかということを考えるべきではないかと思っておる次第です。

ですから、５年間帰還困難区域についてはモデル事業のほか、何もないということではなくて、モデル事業に加えて、町の復興に向けての考え方に沿って、どんなことを具体的にしていくのかということは考えていかなくてはいけないと思っている次第です。

それから、焼却炉に関して、済みませんが、ちょっと後ほど坂川課長からご報告いたします。

それから、４つ目のご質問は、ちょっと私もどのようにお答えしたらいいか、大変難しい問題だなと思っております。

ただ、今回区域見直しによって一部避難指示解除準備区域になる。それから、居住制限区域になるというところについては、それぞれにそこで個人の方や事業をされる方、どのようにすべきかということが、政府としてルールをつくっておりますので、それに従うことになるのだろうと思いますけれども、現在例えば自宅に戻った後の措置はどのようなものかというのは、ちょっと私も今手元に資料がありませんので、具体的に申し上げられませんけれども、ちょっとこれは現在考えられている今後の扱いはどうかというのは、原子力災害対策本部にも私照会しないといけないと思いますので、これは申しわけありませんが、後ほど回答させていただきたいと思います。申しわけありません。

○議長（宮本皓一君）　坂川企画課長。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長（坂川　勉君）　焼却施設についてのご指摘がありましたので、お答えします。

先ほどちょっと私の説明不足で申しわけありませんでした。中通りのほうで焼却した実績というのは、そこでバグフィルターでどのぐらいの放射性セシウムが除去できるか、その除去率がわかっているということでありまして、99.9％以上は除去できるということは確認されていると。

次に、問題は、では今回こちらで仮設焼却炉をつくるとして、どのぐらいの濃度

のものを燃やすのかということとの兼ね合いなのだろうと思っています。これは、排ガスで問題にならないように、安全に処理しなければいけませんから、災害廃棄物のほうの放射性セシウムの濃度はある程度測定いたしましたけれども、生活ごみのほうもきちんと測定をした上で、それを燃やしても十分に除去できるのかどうかというところはきちっと確認をして、ご説明できるようにした上で、万全な対策を講じていきたいというふうに考えております。

○議長（宮本皓一君）　４番、安藤正純君。

○４番（安藤正純君）　焼却炉、４番目のもの。これは、やはり楢葉も富岡もある程度住民を除染して戻すということで計画しているみたいなものですから、煙は出ない焼却炉、これはぜひそういう焼却炉をつくってください。減容化で必要なのであれば。

あと、１番と２番の話に戻りますけれども、今森谷さんはルールが必要だと。年間積算放射線量、地上１メートル、屋外８時間、室内16時間、これは計算方式というルールが必要だと。これは、緊急時につくったルールなのです。緊急時に。もう冷温停止して、それで１年たって、それで水とか食べ物も国の基準に戻して、それで結局住民を戻すということは、緊急時ではないの。平時にだんだん戻していくわけだから、こういう年間積算放射線量も住民側に、安全側に寄り添った計算方式を採用すべきなの。あの計算方式でいくと、国際基準からいくと、40％少なくなる。年間80ミリシーベルトある地域が６掛け、48。居住制限区域になってしまう。こういう計算方式を環境省がいつまで使っているのという質問なのです。質問の趣旨がちょっとわかっていないような感じがします。

では、森谷さんに答えてもらいたいのは、この計算方式がいつ、どこでこういう計算方式につくられて、環境省はどうしてこういうのを使っているか、今も。ずっと使い続けるのかどうか、これについてあと答えてください。

○議長（宮本皓一君）　森谷除染推進チーム長。

○環境省福島除染推進チーム長（森谷　賢君）　済みません、ＩＣＲＰのことを言及されたことについて、私のほうが誤解していたことについて申し上げます。ご趣旨今よくわかりました。私としても、そのＩＣＲＰの今のご指摘については、どう

いったことかというのをちょっと持ち帰って調べさせてもらいたいと思います。

そして、この環境省が使っている方式がいつからかということ、なぜそうしたのかということなのですが、私の記憶では、冒頭申し上げました特別措置法の基本方針を打ち立てて除染をこれから進めさせていただくというときに根底にあった一つのルールだったと思います。それをいつまで使うか、いつまで使うことにしているのかということについては、当面私が理解しているのでは、それを変更するという予定はないと承知している、そのように認識しております。今何かそのルールを変えるということが議論されているわけではないというふうに私理解しております。

いずれにしても、ちょっと個人の追加被曝線量の正確な算定ということが今ご指摘されていることだと思いますので、このＩＣＲＰで使われている方式というもの、その方法論というのがどういうものかというのをちょっと私も承知していないところありますので、そこはちょっと勉強させていただきたいと思います。大変申しわけありませんが、不十分な答弁で申しわけありません。

○議長（宮本皓一君）　４番、安藤正純君。

○４番（安藤正純君）　個人個人の被曝線量、これも私が言っている意味の中の一つだけれども、もっと強い意味は、この環境省が出している線量マップ、こういうものによって出入りが制限されたり、賠償に影響を与えたり、あなたの地区は困難地域ですよ、あなたの地区は制限区域ですよと、こういうふうに線引きされてしまうの。この計算方式によって。だから、何の根拠をもってこんな計算方式をいつまで使っているのという質問なのです。だから、それは今言ったように今すぐ答えられないのであれば、どうしてこういう計算方式を使うようになったか、いつまで使うのか、これが住民に低線量被曝を考えたときにこの計算方式が正しいのか、こういったものをきっちり説明つくように回答してください。

あと、さっき言った２点目の町の復興を考えてと言いましたけれども、私が言ったのは、富岡町では住民の意向調査、何ミリになったら戻れますかという意向調査とりました。こういったものでは１ミリ以下が圧倒的に多いのです。だから、50ミリ以上、困難区域を除染するのであれば、私は国は５年間除染しないというふうに記憶していたものですから、もし町からの要請で除染するということであれば、１

ミリ以下に下げられるのであれば除染してくださいということをお願いしたい。下げられないのであれば、むやみやたらに希望を持たせるだけで、やりましたけれどもだめなのですということであれば、５年間はやらないでくださいと、そういうふうに言ったのです。

○議長（宮本皓一君）　森谷除染推進チーム長。

○環境省福島除染推進チーム長（森谷　賢君）　線量がどの程度であるかということが賠償や区域見直しと連動していると、そもそも何ミリシーベルトであるかという汚染マップをつくるときは８時間屋外、16時間屋内だということに起因しているから、それが連動しているというお話だったと思うのですけれども、区域見直しをどのようにするか、賠償をどのようにするかということにつきまして、本来私国の職員ですから、まとまったお話できないといけないと思うのですけれども、ちょっとそこの基本的なところは、きょう私の立場としては回答できるものがございません。申しわけありません。ただ、繰り返しになりますけれども、その数値をどのように使うかにしても、町ごとに違った線量把握ということがされてはいけないということだと思いますので、それはさっき冒頭から申し上げますルールというのが一つの公平さを確保するものではないかなというふうに私は思っている次第です。議員からのご指摘の点、ご主張の点は、私としては個人としては理解させてもらっておりますけれども、この８時間、16時間のルール、地上１メートルのルールということについて再度申し上げますと、それを変えることになるのかということについては、それはありませんし、また先ほどちょっと私不確かに基本方針を定めたころからこの考えにのっとっているということを申し上げましたけれども、それについて改めて確認した上でご報告させていただきたいなと思います。

　それから、もちろん50ミリシーベルトを超える区域についての除染というのは、基本的に町の復興に当たっての本旨に沿ったものだと私どもは思っておりまして、その本旨に従ってできるだけ早く高い線量のところでも少なく、低い線量のものにできるだけ短期間に持っていきたいと。仮にすぐには１ミリシーベルトは難しいとしても、除染によって線量を少しでも下げる、それが少しでも復興につながるという思いに沿った形で、私どもはご要望にどうやったら、沿っていったらいいかとい

うことは考えたいと思います。議員のご主張を理解していないというわけではありませんけれども、私どもこれまでいろいろと町の方ともご相談、お話を聞いた中ではそのような認識に立っているところでございます。

○議長（宮本皓一君）　12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君）　何点かお尋ねします。

まず、１つは今４番議員ともかぶる部分があるのですけれども、焼却炉、これ今現在南部にあるもの、それからこれからつくるものは余計わかりませんけれども、私が知る範囲ではセラミックフィルターとバグフィルターが必要だと。なおかつ常時連続監視、線量の、をしなくてはいけないはずなのですけれども、それが既存の南部衛生センターにはあるはずがないと思っています。福島のほうで云々でなくて、中通りですか、話ありましたけれども、それはどういうタイミングではかったものでおっしゃられているのかわかりませんが、今後こういうものを大量に、ましてこれだけ線量というか汚染のひどいものを燃していく場合に、それをですから当然のことながら連続監視できるもの、なおかつ適宜セラミックフィルターなりバグフィルターを清掃もしくは交換していくということが必要になると思うのですが、その辺の説明が何かあえて聞かないと教えてくれないみたいですけれども、それをお聞きしたいのが１つと、それから森林、農地、これは広野ですから、国直轄ではないとはいいますけれども、結果的には国のほうで金を出す出さないと言って縛っていますから、影響しているのですけれども、今あそこで困っていますよね。森林、森林といっても囲い木とか何かも含めて、それから農地、下がらなくて農地の真ん中にぽんとうちある人が全体の空間線量が下がらない。確かに大もとの数値は違いますよ、我々の警戒区域とは。それにしても下がらなくて、今その農地と森林に関してお手上げ状態だと思うのです。それを、ですからどこまで把握していて、今後進めていこうとしているのか。順番的にはちょっと逆なのですけれども、区域再編によって除染の順番とか何か決めてやっていくわけですけれども、いつの線量の値をもとに区域再編をするのか。それから、その区域の見直しは自然減衰も含めてどういうタイミングでやって示していくのか、その点をお尋ねします。

○議長（宮本皓一君）　坂川企画課長。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長（坂川　勉君）　ちょっと先ほど申し上げた中通りの焼却施設の排ガスの測定は、これはバグフィルターの前と後で排ガスをそれぞれサンプリングをして、その濃度を比較して、それで除去率を算定したと、そういうものでございます。それで十分に99.9％以上は除去できているということが確認されたということでございます。

それで、その次に、ではこちらのほうで今後つくろうとしている仮設焼却炉について、どういう排ガス処理装置をつけるのかということでございますけれども、まずバグフィルターは、これは必須であるというふうに考えております。それで不十分なのかどうかと、バグフィルターで十分なのか、それに加えてさらにもう一つ何かつけるのかということについては今現在検討中ということでございまして、いずれにしろそれは安全が確保できなければいけませんけれども、そこのところは専門家のご意見もよく聞いて、十分に安全性が確保できる、そういう集じん機、排ガス処理装置を設けていきたいと、こういうふうに考えております。

また、監視についても、これはやはりしっかり監視していかなければいけないわけでございますので、なるべく頻度を高めていくということを考えております。その際に連続的に監視することができるのかどうかと、どういう技術が活用できるのかというところも今現在検討しているという状況でございます。そういうことで、監視もきちっとやっていきたいというふうに考えております。

○議長（宮本皓一君）　森谷除染推進チーム長。

○環境省福島除染推進チーム長（森谷　賢君）　広野町の件と、それから区域見直しのタイミングの点、２点だったかと思います。

まず、広野町の件ですけれども、大変お恥ずかしい話で恐縮ですが、広野町は今回町が除染を実施するという、国がそれに対して財政的、技術的に措置をさせてもらうという、そういう非直轄の区域なものですから、済みません、今議員がおっしゃられたことから十分に私実情がわかっていないものですから、今お手上げと言われた状態ですね、森林、農地についてお手上げであるという状態について、お答えできる情報を得ておりませんので、大変申しわけありませんが、これ後ほどもう少し教えていただいた上で、私どもどういうことであるのか、そのことがこの富岡町

の今後の森林と農地の取り組みにとってどういう意味を持つのかということを理解させてもらった上でご回答させていただきたいなと思います。

それから、区域の見直しのタイミングについては、タイミングというか、基礎となるデータについては、私の理解していますのは、原子力災害対策本部から言われていることで理解していますのは、航空機モニタリングデータを用いて、それをことし３月31日時点の線量分布に換算して、その上で３つの区域を考えると。ただ、そのときに具体の線については字とか、それから行政区とか、そういったところを加味して具体の線引きをするという、そのように理解しております。

○議長（宮本皓一君）　12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君）　環境省の福島事務所の中の浜通り南支所というのですか、広野にありますよね。あそこで十分そのことはわかっているはずですけれども。町側からもそういう相談、苦情が行き、住民からも行って。私は、ですから今あそこのところ非常に注目しているのです。我々の町やるときに、そういう問題がもう今現在わかっているわけですから、どうやって対処してやってくれるのと。ですから、建物洗って庭の土は取ったけれども、その先進まない、困った困ったというのですよね。同じ環境省の関連の事務所ですよね。情報を持っていないのなら持っていないでしようがないですけれども、それで先ほどの焼却炉ですけれども、こんなもの今さらではなくて、ましてあなたたち頭いいのだし、優秀なのですから、連続監視できるでしょう。検討中とかって、何かすぐ何かというと検討中とか、しっかりとかという言葉でごまかされてしまうのですけれども、連続してやらなかったら意味ないでしょう。いろんなもの燃すのですから。いかがですか。

○議長（宮本皓一君）　坂川企画課長。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長（坂川　勉君）　今まで私どもがいろんなところで焼却をしていて、その放射性セシウムを測定しているというのは連続監視まではやっていなくて、それは定期的にやっていると。期間を定めて、例えば１カ月に１回であるとか、そういう形でやってきています。そういうことで従来はよかったわけでありますが、確かにそのご指摘のように、こういった比較的他の地域に比べれば濃度が高いというところについて、ではどれだけ監視をすれば

安心なのかというところを今検討しているということでございますので、今の時点でちょっとまだそこまで、連続監視をするというところまで決めているわけではございません。

○議長（宮本皓一君）　もう一点、最初の質問。

森谷除染推進チーム長。

○環境省福島除染推進チーム長（森谷　賢君）　広野町の森林と農地において困難な状況になっているというところについて、済みません、私個人としては承知していません。申しわけありません。浜通り南という支所がございますので、これ終わった後に実情を聞いて、先ほど申し上げたとおり、そのことの対処が広野町、そして広野町と話し合っている浜通り南支所ですけれども、そことどういう状況になっているかというのをちょっと私ども一たん調べさせてもらった上でお答えさせてもらえたら幸いでございます。私何度も申し上げて恐縮ですし、お恥ずかしいのですが、森林、農地のこの広野町の状況というのがわかっておりませんものですから、大変申しわけありません。

○議長（宮本皓一君）　12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君）　そういうことですので、森林、ご存じのとおり我々の地区、山もあれば農地もあるので、そこが下がらないと空間線量下がりませんから、それの点と、それからまた検討、検討と言ったのですけれども、あくまでもこれほど汚染のひどいものを今後燃す予定ですから、連続モニタリングするもの、線量値の、排ガスの、それをやるのかやらないのか、あわせて後で返事下さい。

○議長（宮本皓一君）　除染推進チーム長、森谷さん。

○環境省福島除染推進チーム長（森谷　賢君）　今議員からのお話は、後ほど文書か何かでお答えするということにさせてもらってよろしいという理解でよろしいのですか。わかりました。そのようにさせていただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君）　ほかにありませんか。

10番、高橋実君。

○10番（高橋　実君）　仮置き場の１枚目のやつでちょっと質問させてもらいたいのだけれども、仮に国有地、深谷地区、仮に……

○議長（宮本皓一君）　マイク使って。
○10番（高橋　実君）　何マイクロのやつを入れるつもりでいるのか。あとは町の町民の方の土地、駅の東側か、ここら辺は何マイクロの廃棄物を入れる予定なのか。なぜこういうことを聞くというと、皆さんが先ほど入る前に区域の見直しやっていたのです。そうすると、高いところに高いものを持っていくのは構わないのだけれども、低いところに、0.6から１マイクロ前後の下のほうの個人の土地、津波でやられた地区は大体0.6から１マイクロ前後だと思うのだ。そこに５マイクロとか10マイクロ、10ベクレル関係を持っていった状態で線引きしたときにどうなる。その整合性も森谷さん、区域の編成もあわせて考えてこういうやつ出してきていると思うのだけれども、だから２カ所の予定地の搬入の廃棄物の数値はどのように考えているか教えてください。
○議長（宮本皓一君）　除染推進チーム長、森谷さん。
○環境省福島除染推進チーム長（森谷　賢君）　除染に伴って除去した土壌その他の廃棄物のことについてまず申し上げますと、あらかじめこの仮置き場に持ってくるところの放射能の濃度を、除去してここに入れるものを数値を決めるということは考えてございません。といいますのは、仮に搬入、今現在の仮置き場候補地の線量よりも高い線量のところからの除去物を持ってきたとしても、私ども土壌その他の遮へい物を用いて、もちろん仮置き場そのものも事前に使えるためには必要な除染をするわけですけれども、遮へい、遮水を行うことによって放射能については外部の外の現状よりも高くしないと、少なくとも現状程度のものに遮へいするということを考えてございます。そういう意味で仮置き場の現状の線量レベルと比較して、それではどこからのものだけをここに搬入するというふうな、そういう制限を加えるということは考えていません。しかしながら、当然考えないといけないのは、まず富岡町のどこの地域のものの除染を開始するのかと、順番にどこからどれを運んでくるかということにつきましては、これ非常に大事なことでありますので、それは今後除染の実施計画をつくる中で富岡町さんともご相談させていただきながら、それではまずは富岡町のどこから除染を開始するかということはこれ決めていかないといけないと思っております。

それから、災害廃棄物関係について坂川課長から補足させてもらいます。

○議長（宮本皓一君）　坂川企画課長。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長（坂川　勉君）　災害廃棄物、津波の被害があったところあたりの災害廃棄物については、環境省のほうで大体どのぐらいの濃度であるのかという調査をしています。その結果、富岡町における災害廃棄物の濃度は、これ可燃物と不燃物で分けて調査をしていますが、可燃物は１キログラム当たり１万1,500ベクレル程度、これは平均的な濃度です。それから、不燃物が1,100ベクレルと、大体このぐらいの濃度になっておりました。

○議長（宮本皓一君）　10番、高橋実君。

○10番（高橋　実君）　後段はわかりました。

前段ですけれども、松永さんにちょっと、放射線対策課だから、10マイクロのフレコンバックの汚染物質に遮へいフレコンバックを抱かせたときに、10マイクロの放射能物質何ぼカウントできる。

○議長（宮本皓一君）　松永専門官。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染対策課専門官（松永暁道君）　済みません、ちょっと聞き取れなかったので、もう一度お願いします。

○10番（高橋　実君）　10マイクロの放射能の入ったフレコンバックに遮へい用のフレコンバックを合わせたときに、遮へい用のほうからはかって10マイクロの放射能を何ぼまで低減できますか。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染対策課専門官（松永暁道君）　遮へい用のフレコンという仮定なのですけれども、遮へい用の土砂を30センチの厚さで遮へいした場合で98％放射線はカットできます。

○議長（宮本皓一君）　10番。

○10番（高橋　実君）　中身としては何。粘性土で。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染対策課専門官（松永暁道君）　なので、10マイクロシーベルトをカウントしていれば、そこから98％を引いて0.02ぐらいになると考えられると思います。

○議長（宮本皓一君）　10番、高橋実君。

○10番（高橋　実君）　材料は何を使った状態ですか。山砂ですか、粘性土ですか。
○議長（宮本皓一君）　松永君。
○環境省福島環境再生事務所放射能汚染対策課専門官（松永暁道君）　一応土を想定はしていますので、ちょっと詳しい、山砂であれば密度がちょっと粗くなると思いますので、それよりは落ちるかとは思いますが、ちょっとその辺の詳しいデータは持ち合わせておりません。土を想定して30センチで98％カットというデータはあります。
○議長（宮本皓一君）　いいよ。やっていいよ。
○10番（高橋　実君）　土質を教えて。98％遮へいできるときに使った材料、土質が何か。
○環境省福島環境再生事務所放射能汚染対策課専門官（松永暁道君）　これも把握して後日ご回答したいと思います。
○議長（宮本皓一君）　皆さんにお諮りを申し上げます。
　会議時間が４時30分を過ぎますと時間の延長を申し上げるわけですが、このまま会議を進めることにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（宮本皓一君）　異議なしと認め、このまま会議を進めることにいたします。
　ほかに。
　３番、遠藤一善君。
○３番（遠藤一善君）　２点ばかり質問をさせてください。
　この資料の２ページの３の26年度以降の方針というところで、ほかにも出てくるのですけれども、26年度以降ということは、25年度までに除染を完了して、その後のことはわからないということなのですけれども、新技術の開発状況を踏まえるとあるのですけれども、当然そんな半年、１年で新技術が開発されるわけもないわけで、現在の時点でもう既にある程度の見通しというものはあると思うのです。もしこの見通しがないのであれば、新技術の開発状況を踏まえられないということになれば、26年度以降はこれ１ミリにいかない部分、10、７、８、５、３がそのままになってしまう、ほったらかしにしておかなければいけないということになってしま

うのとイコールになってしまうような感じなのですけれども、そこのところをちょっと、新技術の開発の状況をちょっと教えてください。

それから、除染をする、除染をするという、本格除染のところなのですけれども、先ほども建物の調査をして云々というふうにあったのですけれども、富岡のモデル除染のときも相当数の建物が除染ができないということで、例えばこの家は高圧洗浄はかけれませんよとかと言われたということで家の人に聞いているのですけれども、そういう中途半端な除染しかできない状態でこの見込みの数字というのは可能なのですか。それとも、そういう除染できない部分は完全に何か別な方法を考えているのでしょうか。例えば先ほど屋根の除染なんていう話がありましたけれども、結構の数で屋根のかわらが壊れているのですけれども、そういうのも含めてそういうのはどういう計画なのでしょうか。

○議長（宮本皓一君）　除染推進チーム長、森谷さん。

○環境省福島除染推進チーム長（森谷　賢君）　資料１の特に２ページの26年度以降のことに関するご質問、新技術のことであったと思います。技術実証事業ということをここに書かせてもらっておりますけれども、環境省のほうで広く新技術の公募を行っておりまして、その実証事業というのも今並行して行っているところでございます。従来からの技術の改良したものなど、さまざまなものがございまして、今ちょっと手元に資料がなくて恐縮なのですけれども、これについてはいずれこの今年度中にでも実証事業の結果というのが出てまいりますので、それについてはどういった状況であるかということをご説明し、その中で有力なものは26年度以降の具体の措置を進めていく中でどのように活用していくかということも明らかにできたらと思っております。済みません、個別の情報につきましては、これについても今申し上げた技術実証事業等どういうことをしているかということについては、後ほど書面で情報として提出させていただきたいと思います。

それから、損壊している家といいますか、損壊している部分を持っている家屋等についてどうするかということでございますけれども、これについては事前の調査でどの部分に例えばひび割れがあるとか、どの部分にこのまま通常の除染をした場合にはかえって壊すことになるかということを一つ一つ点検した上で、ふき取りと

か、洗浄とか、はぎ取りとか、そういったことをどの部分についてできるかということを調べて、同意をちょうだいするときには所有者の方にご相談して進めたいと思っておりますけれども、とりあえずその通常のやり方で除染できない建物についてはどうするかということについては、これも先送りということで申しわけありませんが、この24年度、25年度の中では通常の除染ではなかなか対応できない、それでは空間線量を下げることができないということ、そういった建物等については今後どうしていったらいいかということを今検討しています。検討の方向としては、一部大変損壊が激しくて通常の除染ができないということになれば、空間線量を下げるためには解体する以外にないのではないだろうかということも皆さん思われると思います。こういったことについて、その線量を下げるためには解体しかないのだと、そういったものを所有者の方がどうしても線量下げるためには解体しなくてはいけないといった場合に、ではその費用をどうするかということについては、今現在皆様方にご説明をさせてもらっている財物の補償とは別に、東京電力の賠償により弁償することができないかということを政府の関係機関の中で今検討を行っております。まだ具体的にそこについて申し上げる段階にはなっておりませんけれども、除染できない建物というものについて、個々の建物ごとに見ると部分的には除染できないものもあるけれども、除染できる部分もあるというところはしっかり除染させていただきたいと思っておりますけれども、今申し上げたような不幸にも解体以外に方法がないのだといった場合にどうするかということについては、東京電力の賠償という中でできないかということを今政府内で検討をさせてもらっているところです。まだ具体的なその結果についてお知らせ、ご報告できない点は申しわけありませんが、そういう今状況でございます。

○議長（宮本皓一君）　３番、遠藤一善君。

○３番（遠藤一善君）　予想だにしない回答が返ってきたので、ちょっとあれなのですけれども、確認だけなのですけれども、空間線量を下げていくということは、満遍なく除染をしなくても十分下がるという状況なのでしょうか。僕は、そのモデル事業とかそういうところを見ていると、やはり満遍なく除染をしない、というのは例えばうちのところですと学校の校庭をやりました。学校の校庭をばあっと取る

とやっぱり半分どころではなく、どんとやっぱり下がっている結果が実際出ているわけです。そういうふうに満遍なくやったところはきちっと下がっているのですけれども、家をそういうふうに極端なこと言えば右側をやって左側をやらないとかということが起きて、そういう満遍なくできない状態で除染をしていって、それが逆に効果があるのですか。ないならばある方法をとって、できればぴしっと１ミリシーベルトの状態にしてもらえるのが非常に帰還するほうとしては考えやすいのですけれども、それについてちょっとお答えください。

○議長（宮本皓一君）　県中支所長、黒澤君。

○環境省福島環境再生事務所県中・県南支所支所長（黒澤　純君）　今の先生のご意見でございますけれども、おっしゃるとおり、今我々はモデル事業も去年やったやつもそうですし、昨年度ですね、やったのもそうですし、現在幾つかの市町村で拠点除染あるいは本格除染やっております。その中で、家なんかやる前に、まずは試験ということで必ずいろんなやり方を試してみるということでやって、その中で最も効果があるものという形でやらせていただいていまして、例えばさっきおっしゃったように屋根、かわらなど、古いかわらなんかだったら高圧洗浄やると壊れやすいといったようなことも確かにございます。例えばそういうところですと、もう先生ご存じでしょうけれども、例えばウエスによるふき取りであるとか、あるいは場合によってはブラシによるふき取りであるとか、そういう幾つかのいろんなほかの方法も試しまして、高圧洗浄と同じ程度の除染率、低減率が出るかどうかということを確認しながらやらせていただいております。結果としておおむね同じような程度まで落ちるといったような結果が得られております。

それから、今ご指摘の点ですけれども、全体やらなければなかなか効果出ないのではないかということで、それ恐らくケース・バイ・ケースでございまして、例えばグラウンドのようなああいうところは確かに全体やらないとなかなか効果は出ません。ただ、家のような場合ですと、もうこれも先生ご存じだと思いますけれども、例えば雨どいであるとか、水がたまりやすいような砂利のところであるとか、そういういわゆるホットスポット、そういうところをやることによってかなり落ちるケースもあります。また、そうでないケースもございます。例えば屋根なんかについ

ては、屋根の種類によっては落ちやすいような屋根もございますし、落ちにくいような、例えばコンクリート屋根とかわらの屋根では相当違うとか、いろいろそのケースございます。それから、壁なんかについては実は雨等で流されているとか、それによっても、壁の材質によっても違いますけれども、そういうふうに落ちやすいケースもあれば落ちにくいケースもあるといったようなこともございます。我々としてはそういうところ試験等を通して、とにもかくにもなるべく除染が進むような、現実的にできる方法というものを選択して、できる限りその除染を進めたいというのが今のやり方でやっておるわけでございます。

○議長（宮本皓一君）　３番、遠藤一善君。

○３番（遠藤一善君）　ご存じないのです。前にもお話ししましたけれども、除染モデル事業の個人の家のやつは個人情報なので出せないと言われて、僕らは一切資料ないのです。平均のところしかないのです。実際平均のところ出されてもこの家のこの状況とかというのは実際具体的にはわからない。後ろに山を抱えているのか抱えていないのか、そういうのもわからない状況では判断がやっぱり非常にしにくいということで、できれば再度ですけれども、個人情報の状況がきちっと、前回のときも持ち主の人に許可をもらえれば出せるのではないですかということ言って、検討しますということで持ち帰られたのですけれども、その後どうなったのかもちょっとお聞かせ願いたいということと、あと先ほどの賠償の話なのですけれども、ちょっと決まっていないので、明確な話ではないのですけれども、ちょっと確認してほしいのですけれども、今出ている、今東京電力や通常に経済産業省から出ている基準とは別に賠償金を払うという方法も検討しているということなのでしょうか。

○議長（宮本皓一君）　除染推進チーム長、森谷さん。

○環境省福島除染推進チーム長（森谷　賢君）　２点目の点はすごく重要で、私も慎重に申し上げないといけないと思っておりまして、改めてちょっとゆっくり申し上げますと、申しわけありませんが、住居の除染というのはできる限り行うわけですけれども、損壊しているというふうなことで除染することが難しいと思われるような、特に住居といっても納屋とか畜舎とか、おうちの中にはそういうものもある

と思います。納屋とか畜舎とかですね。そういうものについては、今年度24年度、25年度というのはまずできるところの除染を行うということであるのですけれども、そういった正確に申し上げますと住居の、私さっきちょっとはしょって言ったので申しわけありませんけれども、除染が難しいと思われる例えば納屋とか畜舎とかがあったときに、そこを何とかしないと空間線量が下がらないといった場合には、解体しかないかもしれないといった場合、つまり納屋とか畜舎とか解体以外に方法がとり得ないといった場合には、それは所有者の方がこれは解体するといった場合に、その際の費用の弁済についてどうしようかということを政府内で今議論しているということで、まだ結論を得られているわけではございません。申しわけありません。ちょっと私のさっきの説明が言葉足らずだったと思いますけれども、今この議論というのは実は先行して除染を始めようとしているある村の中で議論がされておりまして、それは住居というよりも周辺の納屋とか畜舎とか、そういった建物ですね、工作物ですね、それについてのことでございまして、もちろん場合によっては住居そのものということもあるかもしれませんけれども、そういったことは今政府内で議論しています。ただ、具体的にまだ皆様方に、検討している段階なので、さっき私が申し上げたことをまだ公式な形ではお話しできない状況にはなっておりますけれども、納屋とか畜舎とか、それを何とか除染しないことには周辺の空間線量下げられないといった場合の、そういった損壊しているようなものについてのことでありましたので、ちょっと申しわけありません、私の説明が舌足らずでありましたことをおわび申し上げます。

それから、モデル事業についての結果についてのデータですけれども、済みません、これはちょっと担当のほうから補足させてもらいます。

○議長（宮本皓一君）　では、松永専門官。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染対策課専門官（松永暁道君）　以前全員協議会に出させていただいたときにこのようなご意見いただいたところなのですけれども、そのときはちょっと、まずはちょっと町と相談させてもらって、個別の住宅のデータをどういうふうに出すかというのを、確かに不特定多数の方に、個人情報にもなりますので、そこは慎重にもうちょっとお時間いただいて調整をした上で、

取り扱いについて検討させてもらえればというふうに思っています。

○議長（宮本皓一君）　ほかにありますか。

９番、黒沢英男君。

○９番（黒沢英男君）　仮設処理施設の問題ですが、今の図面上で深谷地区の国有地の一部、それから津波で流された仮設処理施設候補地の２番目の候補地、これはわかるのですが、この処理施設のここへ書いてある工期が10カ月程度と、用地確保から10カ月程度と書いてあるのですが、これはわかるのですが、例えば廃棄物の量が、ここへ書いてある災害廃棄物が１万7,000トン、プラス除染廃棄物プラス生活ごみ等なのです。ということは、恐らく今までの住宅とか何かのモデル除染である程度この数字はわかっていると思うのです。除染廃棄物の量というのは。例えば富岡で夜の森地区の一部、50件とか60件モデル事業でやっておりますよね。それで、どのぐらいの量が、ここで何トン、何百トンが出ているのか、ということは富岡町の除染する対象件数からいうとどのぐらいのトン数が出る、プラス生活ごみ等でこの工期から、10カ月となっておりますが、10カ月後、毎日60トン程度の廃棄物を焼却した場合に期間はどのぐらいかかるのか、これだけ聞いておきます。恐らくデータ的には富岡町の除染廃棄物プラス生活ごみ等というのはどのぐらい出るかというのは、ほかの町村からのデータももとに出せると思うのです。ということは、用地確保が10カ月から１年かかるのか、２年かかるのか、それによってまたそこへ置かれる焼却灰とか、もちろんこの焼却施設で燃やした焼却灰がここに置かれるのか、それとも中間処理場に持っていかれるのか、それによって相当変わってくると思うのです。その辺のことをお願いします。

○議長（宮本皓一君）　坂川企画課長。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長（坂川　勉君）　今のご質問の中で除染の廃棄物が大体どのぐらい出るのかというご質問がありました。これに関しては、残念ながら各町村ごとのものとして富岡町でどのぐらいという数字は今まだないのですけれども、双葉郡全体でどのぐらい出るだろうということを大ざっぱに推定したことはあります。それを参考までに申し上げますと、双葉郡全体で災害廃棄物のうち燃えるもの、可燃性のものは約10万トン、それに対して除染の廃棄

物で燃えるものについては約16万トンと、こうなっておりますから、双葉郡全体で見れば災害廃棄物よりも少し多いくらいの除染廃棄物が出てくるのではないかと、燃えるものとしてですね、そういった推計はございます。ただ、これも今後除染計画を定める中でもう少し具体的に数字を固めていかなければいけないというふうに思っております。

○議長（宮本皓一君）　９番、黒沢英男君。

○９番（黒沢英男君）　わかったのですが、なぜこういう質問したかというと、やはりこれ３年以内、どんなことがあってもこの場所に置かれる、仮置き場、仮設処理施設の候補地に置かれる年数というのはもうそんなには置けないのです。どんなに長くても３年しか置けないですから、その辺も考えてはっきりとした数字を出していただいて、間違いなくその間に処理できるという前提にならなければこの話もなかなか進まないのではないかなというふうに思うのですが、いかがなものでしょうか。

○議長（宮本皓一君）　除染推進チーム長、森谷さん。

○環境省福島除染推進チーム長（森谷　賢君）　仮設焼却炉で焼却対象にするもののきちんとした見積もりというのは今後とも続けさせてもらいたいと思いますし、できるだけ短期間の中に焼却処理ができるようにしてまいりたいと思っております。ただ、仮置き場に搬入したものにつきましては、除染廃棄物等については中間貯蔵施設が稼働したら徐々にそこから、仮置き場から移していきたいと思っております。具体的に何年間という年数を明示することは極めて今難しい状況でありますけれども、廃棄物の発生量の算定や除染実施計画の中で得られていく情報をもとにして迅速な廃棄物処理や、それから仮置き場から中間貯蔵施設への搬入ということを進めさせていただきたいと思います。

○９番（黒沢英男君）　終わります。

○環境省福島除染推進チーム長（森谷　賢君）　きょうは何点か書面でお答えするとお約束したものについては、そうさせてもらいたいと思いますので、ご理解願いたいと思いますし、それからさっきの納屋とか畜舎のお話私させてもらいましたけれども、全く今検討段階の話でございますので、その点もそういう検討はしている

ものの、具体的なまだ結論は得られていないということでご理解をちょうだいできればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本皓一君）　そのほかありませんね。

10番、高橋実君。

○10番（高橋　実君）　これは資料関係配付するときの文書の中で、みんなこれトン数になっているでしょう。置き場も何もみんなトンでなく立米で換算したほうが私らわかりやすいのだ。前も高山政務官来たときにエコテックの置き場50万立米になっているから、何立米の説明したり、トンの説明したりしても実際イコールではないから、比重が、立米ならば中の物品が何であろうが関係ないから、そこら辺ちょっと国のほうは考え違いしているみたいなのだけれども、どうでしょうか。立米に今後は出してもらえませんか。

○議長（宮本皓一君）　坂川企画課長。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長（坂川　勉君）　今回、災害廃棄物などについてはトンベースの数字でお出ししていますけれども、一般に焼却炉の規模などは１日当たり何トンと、100トンとかそういうふうに言うことが多いものですから、今回はトンベースの数字を使わせてもらっていますけれども、それは用途によって立米単位があったほうがわかりやすいというものもあるでしょうから、今後はそういう場合には立米のものもあわせて書くとか、そういう工夫はさせていただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君）　10番。

○10番（高橋　実君）　とにかく置き場関係とか埋設する場合などは立米だから、みんな、トンと言われても、実際１万7,000トンが１万7,000立米入る箱に入るかといったら、イコールではないでしょう。だから、もし今説明したように焼却灰が云々かんぬんで時間当たり何トンの焼却だからというのであれば、それはその分だけトンでやってください。木質だったらば立米当たり0.7トンとか、見合いのトン数は大体出ていると思いますので、そういうふうにしてもらったほうが説明受けるほうは楽なのですが、よろしくお願いしておきます。

終わります。

○議長（宮本皓一君）　これをもちまして、付議事件２……

〔「議長、お願い」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君）　その他ありますから。

付議事件２、除染等についての件は終了いたします。

次に、付議事件３、その他についての件を議題といたします。

国の担当者の皆さんからございませんか。特別なければ議員の皆さんから。

４番、安藤正純君。

○４番（安藤正純君）　その他でなくて、さっきの除染のほうの最後でお願いしたかった。きょう森谷さん答えられなかったやつ、これはあと文書でお願いします。

○議長（宮本皓一君）　今さっき出すと言ったから、それは大丈夫です。

そのほかありますか。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君）　１点お願いします。

除染をするときにどうしても納屋を壊したいとか、壊せば線量が下がるという部分に関しては、解体料をどこで持つか今検討中だという説明ありましたよね。解体料ですよね。解体費用だと思うのですが、私のお願いは、それはやっぱり放射線量を下げるための努力ですから、当然国なり東京電力が持つべきものだと私は思っていますので、ぜひその辺を強く要請していただいて、そのようになっていっていただきたいと思います。これは町長にもその辺は強く要請していただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君）　それでは、除染推進チーム長、森谷さん。

○環境省福島除染推進チーム長（森谷　賢君）　今回お答えできなかった、また十分にお答えできなかった点については、書面ということでお答えするようにさせていただきたいと思います。まず、第１点目です。

それから、２点目の今お話のあった納屋とか畜舎とかという点ですけれども、これは繰り返しになりますけれども、当面は、24、25年度は通常のふき取りとかそういった、洗浄とか除染で対応してまいりますけれども、納屋とか畜舎等について、それを何とかしなければ周辺の空間線量下げられないと、それを何とかしなければ

周辺の空間線量下げられないということで解体しか考えられないという状況になった場合における話なのですけれども、ただこれもあくまでも所有者の方がそれでいいと、解体してもいいというご判断される場合であって、その場合の話ということで極めて限定的な話なのですけれども、それを今そういった場合にはどうするかということを政府内で検討しておりますが、今議員のほうからそれについては重要だというご指摘をいただいたというふうに私ども理解させてもらいます。引き続き検討させていただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君）　それでは、執行部からありませんか。

企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君）　皆さんのほうのお手元に町民意向調査の報告書はお配りしてございます。これにつきましては、まだ中間報告でございます。分析等も含めて最終的に報告とさせていただきたいと思いますので、本日は配付のみということにさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（宮本皓一君）　そのほかありませんか。

４番、安藤正純君。

○４番（安藤正純君）　町長に一言ちょっと言わせてください。

帰宅困難区域を、最近自然減しているので、町長さっき除染したいと、そういう話あったのですけれども、まず困難区域は基本的に国のほうでは５年間自然減衰を待つと、除染はしないと、そういう方針だったと私は記憶しているのですけれども、町長も常々議会にご相談申し上げますという言葉があるので、困難区域の除染をするかということは議会にも私はかけてもらいたいと思うのです。できれば住民説明会、そういったものも開いてもらいたいと思うのです。そのように町長にはお願いします。町長のほうから一言お願いします。

○議長（宮本皓一君）　町長。

○町長（遠藤勝也君）　何で私がこういう夜の森の密集地帯、特に夜の森の桜の名所である町としてのこれからの町づくり復興計画等々考えたときに、今自然減衰で極めて線量が下がっているということをとらえながら、そういう考え方でちょっと

環境省のほうには除染を、モデルでない本格除染をできないものかということをお願いしているところでございます。ただ、今私の考えと安藤議員の考え方が全くこれは正反対なもので、これについては今後皆さんとよく相談して、どちらがいいのか、それもしっかりと意思の統一を図っていきたい、こう思います。

それから、もう一つ、きょう環境省でも除染のほうの森谷チーム長ですから、19日にうちの町は災害の廃棄物の最終処分場ということで要請を受けたということに対して、これは日を改めて詳しい内容等についての説明は一切今までしていませんから、これは後の全員協議会等々の機会をとらえて、改めて担当のほうに来てもらって説明をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。ちょっとその辺について、定例議会の前にも全協がございますから、そういうことも含めてそれに合わせてやるべきか、それともその後にするか、これは今後８プラス１、双葉郡の町村の副町村長と副知事の８プラス１で実務者のこの中間貯蔵施設も含めた協議に入ります。その後でいいのか、その辺については、ただやっぱり議員の皆さんにもどういう施設でどんな内容なのか、安全についてもやはり早目に確認しておいたほうがいいのかなと、こういうふうに私思いますので、私の考え方で皆さんに相談をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮本皓一君）　それについては、町長、私議会を代表して、適切な時期に説明会をお願いしたいと。それについては、今回の定例議会の前の議案に関する全員協議会がありますから、その日午前とか午後どちらかを使ってかもできますし、その辺は今後もう少し煮詰めましょう。

○町長（遠藤勝也君）　わかりました。では、そのように一応スケジュールとっていきますので、よろしくお願いします。

○議長（宮本皓一君）　10番、高橋実君。

○10番（高橋　実君）　今、町長、安藤さんの質問に対して答弁、警戒区域の除染云々ということだったけれども、町の大事な財産の桜の木とか、夜ノ森駅のイチョウの木とか、そういう生きているものの維持管理の分の除染であれば仕方ないと思うのだけれども、どうでしょう。

○町長（遠藤勝也君）　これはどうですか。きょうこの問題について議論しますか。

それとも、その後に。この問題については。

○議長（宮本皓一君）　それでは、皆さんにお諮りを申し上げます。

今４番、安藤正純議員から問題提起のあった帰還困難区域の中の除染について、今町長がこれから議論しますからという話ですが、きょうそれを継続しますか、それとも後の機会を見つけますか。

12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君）　それなりに皆さん意見持っていると思いますから、今時間差し迫った中ではなくて、改めて場を設けてやったほうがいいと思います。お諮りください。

○議長（宮本皓一君）　11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君）　私も全くそのとおりだと思います。やっぱり重要なものですから、慎重に議論しないと、簡単にやるやらないに決まる問題ではないと思います。だから、時期を見計らってやったほうがいいと思います。

○議長（宮本皓一君）　それでは、お諮りを申し上げます。

今12番、11番さんから時期を改めてという話がありましたが、そのように決してよろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君）　そのように決します。

そのほかありませんか。

12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君）　先ほど森谷さん納屋とか畜舎という話ありましたけれども、解体撤去の話、これやっぱり私は居宅も、居宅、住まい、それも含めるべきだと思うのです。もし持ち主が希望する場合には、なかなか下がらない除染をしないで解体撤去という選択肢も設けるべきだと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（宮本皓一君）　除染推進チーム長、森谷さん。

○環境省福島除染推進チーム長（森谷　賢君）　空間線量を下げるために、居宅というか、お住まいの家自身が損壊が激しいこともあり、その持ち主の方が居宅ないし納屋だったり、畜舎だったりもしますけれども、それを持ち主の方が解体すると、

そのときどうするかということについては、いろんなご意見をいろんな町の、村の方からいただいております。正直それは申し上げます。それで、それについてどうするかというのは、この24、25年度の中では広く通常の除染をできる限りさせてもらいたいということでありますけれども、今議員がご指摘のあった対象物も含め、どうするかというのは真剣に私ども環境省としても考えていきたいと思っておりますので、今の点、広くそういったものを検討している対象を広げるべきだというご指摘だと思います。本省を中心、私ども声を本省に伝えてその検討が促進されるようにしてまいりたいと思いますけれども、納屋、畜舎だけではなくて住居、居宅そのものもというお話、私どもその検討の中にそれを入れるということについて、そうすべきだということを、きょうお話あったことを持ち帰らせてもらいたいと思います。持ち帰るというのは、検討の中でそれについてどうするかということを考えてまいりたいと思います。

○12番（塚野芳美君）　終わります。

○議長（宮本皓一君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君）　ないようですので、以上をもちまして本日の全員協議会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉　会　　（午後　５時０８分）